

## 第 11 期中央教育審議会の審議状況及び第 12 期の審議事項について

### (1) 最近の主な答申

- 2040 年に向けた高等教育のグランドデザインについて（答申）（平成 30 年 11 月 26 日）【P16】

概要：Society5.0 の到来や 18 歳人口の減少等の社会の変化を踏まえ、①専門に関する知識のみではなく、文理横断型の教育への転換とともに、教育の質の保証を進め、「何を学び、身に付けることができたのか」という学修の成果の可視化の促進、②地域における質の高い高等教育機会の確保のための各大学間の「強み」を活かした連携・統合の在り方や、18 歳人口の減少を踏まえた高等教育機関全体の規模、などについて提言。

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」答申（平成 31 年 1 月 25 日）【P17】

概要：教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目的を実現するため、

- ①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進
- ②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ③学校の組織運営体制の在り方
- ④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
- ⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備等の総合的な方策について提言。

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）（令和 4 年 12 月 19 日）【P22】

概要：令和 3 年 3 月の文部科学大臣諮問（「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について）に基づき、学校教育の中核を担う教師について、①「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、③教員免許の在り方、④教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、⑤教師を支える環境整備の各項目に関して、令和 4 年 12 月、具体的方策等を提言した。

○『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日）【P24】

概要：Society5.0時代の到来をはじめとする変化し続ける社会を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえて、これからの時代の初等中等教育の在り方について総合的に検討。学校における働き方改革や、GIGA スクール構想の実現といった動きも加速・充実させ、新学習指導要領を着実に実施しながら、従来の日本型学校教育を発展させた新しい時代の学校教育を実現する必要があるとした。2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」と名付け、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」とし、各学校段階における「子供の学び」「教職員の姿」「子供の学びや教職員を支える環境」について、一人一人の子供を主語にする学校教育の目指すべき姿を描くとともに、今後の改革の方向性と、進めていくべき具体的な取組を取りまとめた。

○次期教育振興基本計画について（答申）（令和5年3月8日）【P26】

概要：令和5年度からの5年間を対象とする次期教育振興基本計画の策定にあたり、第3期計画の進捗状況の検証を踏まえ、2040年以降の社会を見据えた課題への対応や社会の創造に向けて、我が国における今後の教育政策の方向性を提示。「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトのもと、5つの基本的な方針として「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」、「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を掲げ、16の教育政策の目標と基本施策、指標を提言した。

○第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）（令和4年2月7日）【P29】

概要：令和4年度からの5年間を計画期間とする「第3次学校安全の推進に関する計画」の策定に向けた課題として指摘されている事項を踏まえ、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育の充実、学校における安全管理の取組の充実等に関し具体的な取組を進めることにより、学校における安全文化の醸成を図ることを目指し、令和4年2月、議論してきた内容をとりまとめた。

（2）第11期における報告等

○生涯学習分科会

「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～」（生涯学習分科会 令和4年8月）【P31】

概要：生涯学習・社会教育が、従来の基本的な役割に加えて果たしうる重要な役割として、①ウェルビーイングの実現、②地域コミュニティの基盤としての役割、③社会的包摂の実現を図る役割（デジタル社会への対応を含む）を提示した。

これを踏まえた今後の生涯学習・社会教育の振興推進の方策として、①公民館等の社会教育施設の機能強化、②社会教育人材の養成、活躍機会の拡充、③地域と学校の連携・協働の推進、④リカレント教育の推進、⑤多様な障害に対応した生涯学習の推進を挙げるとともに、国・地方公共団体が果たすべき役割を提示した。

## ○初等中等教育分科会

**「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた教科書・教材・ソフトウェアの在り方について（審議経過報告）」【P54】**

**（初等中等教育分科会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ 令和5年2月20日）**

概要：個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、令和6年度からのデジタル教科書の段階的な導入の在り方や、デジタル教材・学習支援ソフトウェアの活用促進に向けた環境整備の在り方等について検討し、その内容を取りまとめた。

**「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」【P58】**

**（初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 令和5年2月27日）**

概要：幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、また、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続に関して検討を行った。特に、5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、幼児期及び架け橋期の教育の充実やその質を保障するために必要となる方策や体制などについて検討し、今後の方向性等を取りまとめた。

**「教育課程部会の議論における主な意見について」**

**（初等中等教育分科会 教育課程部会 令和5年2月20日）**

概要：現在全国各地で進められている学習指導要領等の下での教育課程・学習指導等の円滑かつ確実な実施をフォローアップするという観点から、小学校・中学校・高等学校段階のそれぞれの学習指導要領の実施状況に加え、GIGA スクール構想のもとでの学習指導要領の実施状況、STEAM 教育等の教科等横断的な学習、社会に開かれた教育課程などについて議論を重ね、その議論において示された主な意見を整理した。

## ○大学分科会

### 「これからの時代の地域における大学の在り方について－地方の活性化と地域の中核となる大学の実現－」（審議まとめ）【P60】

（大学分科会 令和3年12月）

概要：地域社会の活力の低下や18歳人口減少が課題となる中で、「地域の中核となる大学」の実現が我が国の社会全体の変革の駆動力となるとし、地域における大学の役割や大学にとっての地域の魅力を整理し、①地域ならではの人材育成の推進、②地域ならではのイノベーションの創出、③連携の推進について、「大学」「国」「地方公共団体・産業界等」それぞれの視点で求められる具体的な取組等について審議し、その内容を取りまとめた。

### 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）【P61】

（大学分科会 質保証システム部会 令和4年3月18日）

概要：(1)大学設置基準・設置認可審査、(2)認証評価制度、(3)情報公表からなる我が国の高等教育の公的な質保証システムについて、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要性、グローバル化や遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応の必要性等が指摘されたことを踏まえ、「学修者本位の大学教育」、「社会に開かれた質保証」の実現を目指すため、それぞれの質保証システムの改善方策及び定員の取扱い等について審議したものを取りまとめた。

### 「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性」（中間とりまとめ）【P63】

（大学分科会 大学院部会 令和4年8月3日）

概要：社会経済活動が機能的価値から意味的価値を重視する時代へ移行するなか、価値発見・価値創造的な視座を提供する人文科学・社会科学系の高度人材の育成が必要であると整理した上で、人文科学・社会科学系の大学院進学・修了者の量的規模が極度に不足しているという現状及び当該分野の高度人材の能力等に対する社会的評価や認知が不足していること、大学院における人材養成モデルが幅広いキャリアパスを支えるものになっていないなどの課題に対する改革の方向性について中間とりまとめを行った。

**「第11期の議論のまとめ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～」【P67】**

**（大学分科会 法科大学院等特別委員会 令和5年2月16日）**

概要：令和元年法改正による新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)と在学中受験の導入(令和4年度に初めて法曹コース生が法科大学院に進学、令和5年度に在学中受験が開始、第10期の法学未修者教育に係る提言等を踏まえ、新たな一貫教育制度の着実な実施、在学中受験に向けた教育課程の工夫、法学未修者教育の更なる充実、複数の法科大学院の連携、地域の自治体や法曹界、産業界との連携、法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信など、法科大学院を取り巻く諸課題について議論、ヒアリングを行い、改善の提案や好事例を整理し、取りまとめた。

**「教学マネジメント指針（追補）」【P69】**

**（大学分科会 令和5年2月24日）**

概要：「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）作成後も、文理横断・文理融合教育や学修の幅を広げる教育の推進、初等中等教育における学びの変化への対応など、引き続き大学教育の改善が求められている状況を踏まえ、同指針の追補として、大学入学者選抜について、教学マネジメントの確立に当たって確実に実施されることが必要と考えられる取組や留意すべき点等について取りまとめた。

**「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」（審議まとめ）【P70】（大学分科会 令和5年2月24日）**

概要：「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(H30.11 中教審答申)で掲げられた「学修者本位の教育の実現」のために、主として学士課程教育を念頭に、①文理横断・文理融合教育の推進、②「出口における質保証」の充実・強化、③学生保護の仕組みの整備に関して、それぞれの項目のために必要な取組等について大学や企業等の関係団体からのヒアリングや、学修時間に関する調査結果等を踏まえた審議を行い、その内容を取りまとめた。

## ○生涯学習分科会（第11期）における審議状況

- ・ 第11期生涯学習分科会は、第9期答申、第10期の議論を踏まえながら、関係省庁からのヒアリングを含め第111回から第120回まで計10回の審議を行い、令和4年8月に「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（以下、「第11期議論の整理」という。）を取りまとめた。
- ・ 第11期議論の整理の内容を踏まえ、社会教育人材及び社会教育施設の振興方策を中心に第121回から第123回まで計3回の審議を行い、令和5年度以降に取り組む施策の工程表を含む、今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項及び具体策）について審議を行った。

## ●第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理について

- ・ 第11期議論の整理は、「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて」を副題として設定し、生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題、生涯学習・社会教育が果たしうる役割、今後の生涯学習・社会教育の振興方策、の三つの段落で構成している。
- ・ 生涯学習・社会教育が果たしうる役割については、従来の基本的な役割に加えて重要になる役割として、以下のものを提示している。
  - ①ウェルビーイングの実現
  - ②地域コミュニティの基盤としての役割
  - ③社会的包摂の実現を図る役割（デジタル社会への対応を含む）
- ・ 今後の生涯学習・社会教育の振興方策としては、以下の5点を挙げた上で、国及び地方公共団体の果たすべき役割も示している。
  - ①公民館等の社会教育施設の機能強化、デジタル社会への対応
  - ②社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
  - ③地域と学校の連携・協働の推進
  - ④リカレント教育の推進
  - ⑤多様な障害に対応した生涯学習の推進

## ●今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項及び具体策）について

- ・ 一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材及び社会

教育施設がその専門性を生かし、連携して担う体制（「地域の学びと実践プラットフォーム」）を構築することを提示し、この実現に向けて、社会教育人材及び社会教育施設のそれぞれに関する重点事項を整理した。

また、重点事項ごとの具体策に関しては、令和5年度から令和6年度までを重点期間として、今後の取組内容の工程表や第12期の生涯学習分科会において専門的に審議する内容を整理した。

#### ●文部科学省認定社会通信教育について

文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、社会教育法等に基づき認定を行っている。第11期は、2課程の認定、2課程の変更、4課程の廃止を行った。

## ○初等中等教育分科会（第11期）における審議状況

### 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会

#### ●個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実について

・『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月中央教育審議会答申）を踏まえ、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討するため、初等中等教育分科会の下に、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会（以下「特別部会」という。）」を設置。特別部会の下に設置した教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ、義務教育の在り方ワーキンググループ、高等学校教育の在り方ワーキンググループと連携し、横断的・専門的な検討を進めた。

#### ●教科書・教材・ソフトウェアの在り方について

・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、令和6年度からのデジタル教科書の段階的な導入の在り方や、デジタル教材・学習支援ソフトウェアの活用促進に向けた環境整備の在り方等について検討を進めた。令和5年2月、教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループにおいて審議経過報告をとりまとめた。

#### ●義務教育の在り方について

・Society 5.0 時代に向けた社会変化の加速度的進展や、それに伴う今後の新たな教育の可能性を見据え、子供たちに必要な資質・能力と学校が果たす役割など、学校を中心とする学びの在り方の基本的な考え方や、一人一台端末等の活用を含めた多様で柔軟な学びの具体化について検討を進めた。令和5年3月、義務教育の在り方ワーキンググループにおいて論点整理をとりまとめた。

#### ●高等学校教育の在り方について

・高等学校の多様化や成年年齢引き下げ等の高等学校を取り巻く現状を踏まえて、高等学校教育の在り方（「共通性」と「多様性」の観点からの検討）、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進について検討を進めた。令和5年3月、高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいて論点整理をとりまとめた。

## **教育課程部会**

### **●学習指導要領の実施状況について**

・現行の学習指導要領等の下での教育課程・学習指導等の円滑かつ確実な実施をフォローアップするという観点から、小学校・中学校・高等学校段階のそれぞれの学習指導要領の実施状況に加え、GIGA スクール構想のもとでの学習指導要領の実施状況、STEAM 教育等の教科等横断的な学習、社会に開かれた教育課程などについて議論を重ねた。令和5年2月、この間の委員からの主な意見を整理した。

## **教員養成部会**

### **●教師の養成・採用・研修について**

・「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会における議論を踏まえつつ、特別免許状の授与指針改正、教職課程の自己点検・評価に関するガイドライン策定、教職課程で ICT 活用指導力を身に付けるための方策、教員養成フラッグシップ大学の推進方策、大学の課程認定に関する審議等を行った。

## **学校安全部会**

### **●学校安全の推進について**

・令和4年度からの5年間を計画期間とする「第3次学校安全の推進に関する計画」の策定に向けた課題として指摘されている事項を踏まえ、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育の充実、学校における安全管理の取組の充実等に関し具体的な取組を進めることにより、学校における安全文化の醸成を図ることを目指し、令和4年2月、議論してきた内容を取りまとめた。

## **幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会**

### **●幼児期及び幼保小接続期の教育の充実について**

・幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、また、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について検討を進めた。令和5年2月、幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会において「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」を取りまとめた。

## ○大学分科会（第11期）における審議状況

### 大学分科会

#### ●これからの時代の地域における大学の在り方について

- ・ 地域社会の活力の低下や18歳人口減少が課題となる中で、「地域の中核となる大学」の実現が我が国の社会全体の変革の駆動力となるとし、地域における大学の役割や大学にとっての地域の魅力を整理し、①地域ならではの人材育成の推進、②地域ならではのイノベーションの創出、③連携の推進について、「大学」・「国」・「地方公共団体・産業界等」それぞれの視点で求められる具体的な取組等について審議し、その内容を取りまとめた。

また、魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増についても考え方を整理した。

#### ●質保証システム部会の審議まとめを踏まえた大学設置基準改正について

- ・ 令和4年3月の審議まとめの提言に基づき、学修者本位の大学教育の実現のために、3つのポリシーに基づく学位プログラムの編成や内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化するなどの大学設置基準等の改正について審議を行った。また、基幹教員制度を創設し、一定以上の授業科目を担当する等の要件を満たす一部の教員について必要最低教員数に算入できるとすることや、内部質保証体制が機能している大学に遠隔授業の単位習得上限等を緩和するなどの、教育課程等に係る特例を認める制度の新設を行うなどの制度改正について審議した。

#### ●学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について

- ・ 大学振興部会で議論した「文理横断・文理融合教育の推進」、「出口における質保証」、「学生保護の仕組みの整備」についてさらに審議を深め、審議まとめとして取りまとめた。具体的には、3つのポリシーに基づく体系的で組織的な文理横断・文理融合教育の推進やそのための体制整備、初等中等教育段階における諸改革も踏まえた大学入学者選抜の改善の方向性について審議した。また「出口における質保証」については、学生の予習復習等に関する学修時間の短さが指摘され、出口における質保証の強化方策として、GPAの活用やキャップ制の実質化の重要性、卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の活用等につ

いて審議した。学生保護については、現下の極めて急速な少子化の進行も踏まえ、破綻リスクの低減や破綻時に学生を保護するために学校法人や国が採るべき措置について取りまとめた。

### **質保証システム部会**

#### **●学修者本位の大学教育の実現と社会に開かれた質保証の実現**

- ・ 大学設置基準・設置認可審査に加え、認証評価制度や情報公表、定員管理の在り方などの各質保証システムについて具体的な検討を進めた。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮かび上がった学生の学びの保証という観点での大学のレジリエンスや、普及・進展したオンライン教育の質などについて、質保証システムの全体像の中で高等教育の質を保証するための観点や仕組み等について審議した内容を取りまとめた。

### **大学振興部会**

#### **●文理横断・文理融合教育の推進、「出口における質保証」の充実・強化、学生保護の仕組みの整備について**

- ・ ①文理横断・文理融合教育の推進、②「出口における質保証」の充実・強化、③学生保護の仕組みの整備の3点について、大学や産業界等の関係団体からのヒアリングを行いながら審議を行った。

### **大学院部会**

#### **●大学院制度と教育の在り方について**

- ・ 「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性 中間とりまとめ」をまとめるなど、人文科学・社会科学系における大学院教育改革を重点的に審議するとともに、大学院におけるリカレント教育や大学院設置基準の改正等について審議した。

### **法科大学院等特別委員会**

#### **●法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について**

- ・ 令和元年法改正による新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)と在学中受験の導入(令和4年度に初めて法曹コース生が法科大学院に進学、令和5年度

に在学中受験が開始)、第10期の法学未修者教育に係る提言等を踏まえ、新たな一貫教育制度の着実な実施、在学中受験に向けた教育課程の工夫、法学未修者教育の更なる充実、複数の法科大学院の連携、地域の自治体や法曹界、産業界との連携、法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信など、法科大学院を取り巻く諸課題について議論、ヒアリングを行い、改善の提案や好事例を整理し、取りまとめた。

## **認証評価機関の認証に関する審査委員会**

### **●認証評価機関の認証について**

- ・ 機関別認証評価機関の認証について、一つの機関より専門職大学・専門職短期大学の機関別認証評価の認証の申請があり、評価基準や審査体制などに関して審査を行い、審査継続中。
- ・ 分野別認証評価については、一つの機関より専門職大学・専門職短期大学におけるリハビリテーション分野、ファッションビジネス分野及び動物ケア分野に関する認証評価機関の認証の申請があり、審査継続中。

### **●認証評価機関が行う自己点検・評価に係るヒアリングについて**

- ・ 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づく認証評価機関の自己点検・評価について、一つの認証評価機関から提出された自己点検・評価書について確認を行った。

## **教育課程等特例制度運営委員会**

### **●教育課程等に係る特例制度の運営について**

- ・ 令和4年9月の大学設置基準等の一部改正により創設された、教育課程等に係る特例制度について、先導的な取組に関する特例の認定に係る審査の実施に向けた諸事項を決定したほか、大学からの申請に基づき、特例の認定に係る審査等を行った。

## **その他**

- ・ 先に触れた令和4年9月の大学設置基準等の改正のほかに、大学等を取り巻く状況の変化等に速やかに対応するため、高等教育政策全般について審議を

行うとともに、大学設置基準等の改正に関し、審議の上で具体的な結論を得たものについては、その改正について随時答申を行った。

## 2. 第12期における審議事項（予定）

### 【生涯学習分科会】

#### ○生涯学習・社会教育の振興方策の具体化について

第11期議論の整理を踏まえ、

- ①社会教育人材の活躍促進に向けた方策
- ②リカレント教育の推進
- ③地域と学校の連携・協働の推進
- ④国際的な動向への対応

を中心に、今後の生涯学習・社会教育の振興方策について検討を行う。

### 【初等中等教育分科会】

#### ○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向けた学校教育やそのための環境整備の在り方について

- ・ 義務教育の在り方ワーキンググループ及び高等学校教育の在り方ワーキンググループにおいてとりまとめられた論点整理等に基づき、必要な事項について検討を行う。

#### ○教師の養成・採用・研修の一体的改革に向けた取組について

- ・ 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（令和4年12月中央教育審議会答申）を踏まえた実効性ある取組の実施等に向けて検討を行う。

### 【大学分科会】

#### ○急速な少子化の進行等への高等教育の対応方策について

- ・ 今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセスの確保の在り方や、国公私の設置者別の役割分担の在り方等について、一定の方向性を打ち出すべく審議を行う。

#### ○大学院制度と教育の在り方について

- ・ 大学院部会においては、人文科学・社会科学系における大学院教育改革について最終とりまとめに向けて審議を行うとともに、大学院におけるリカレント教育、大学院における基幹教員の考え方について審議を行う。

#### ○法科大学院等の教育の改善・充実について

- ・ 法科大学院等特別委員会においては、第11期の議論のまとめを踏まえ、新たな一貫教育制度の着実な実施、在学中受験に向けた教育課程の工夫等について審議を行う。

# 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日  
中央教育審議会

## I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化

国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」  
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



### ● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代  
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の  
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

### ● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

## II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

### 多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

### 多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

### 多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

### 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

### 大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

## III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

### ● 全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

### ● 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

### ● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

### ● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

## V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

## IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…



### 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口:120万人(2017)  
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数:63万人(2017)  
→ 51万人(現在の80%の規模)

### 地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

### 国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

## VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進  
→ 必要な投資を得られる機運の醸成

# 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

## 第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

## 第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立って果たすことが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。

※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の  
一体的な推進が必要

## 第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

### ○ 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン

- ・ 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて法令上明確化。
- ・ 学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
- ・ 文部科学省の作成した上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めることが重要であり、文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

## ○ 労働安全衛生管理の必要性

- ・ 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に準じた体制の充実に努めるべき。
- ・ 特に、ストレスチェックは、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、市町村ごとに実施状況を公表すべき。
- ・ 産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、教育委員会として産業医を選任して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

## ○ 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- ・ 管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実を図るべき。
- ・ 管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価することが重要。
- ・ 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点を踏まえて人事評価を実施すべき。
- ・ 学校評価や教育委員会の自己点検・評価も活用すべき。

## 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。

- 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。

学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>学校における働き方改革の趣旨</b>等をわかりやすくまとめた明確で力強い<b>メッセージの発出</b></li> <li>・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、<b>社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすこと</b>を徹底</li> <li>・ 業務改善状況調査を見直し、<b>在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表</b></li> <li>・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際には<b>スクラップ・アンド・ビルドの原則</b>を徹底</li> <li>・ 業務の役割分担・適正化を実施するための<b>条件整備</b></li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進</b>等の取組を学校や地域の実情に応じて推進</li> <li>・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、<b>他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルド</b>による負担軽減</li> <li>・ <b>学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制</b>の構築</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員間で<b>削減する業務を洗い出す</b>機会を設定</li> <li>・ <b>校長は</b>校内の分担を見直すとともに、<b>自らの権限と責任</b>で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき<b>業務を大胆に削減</b></li> </ul> <p>(例) 夏休み期間の<b>プール指導</b>、勝利至上主義の<b>早朝練習の指導</b>、内発的な研究意欲がない<b>形式的な研究指定校</b>としての業務、運動会等の<b>過剰な準備</b></p> <p style="text-align: right;">等</p>

○ 代表的な業務については、**過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められない**ことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じて異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

○ 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、**複数の計画を一つにまとめて体系的に作成**するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。

○ 教育課程の編成・実施においても、**総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようにすることや、学習評価において、指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直し**を行うことが必要。

## 第5章 学校の組織運営体制の在り方

○ 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。

- ・ 校長や副校長・教頭に加え、**主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮**できる組織運営。
- ・ **ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導**できるような環境整備。
- ・ 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、**学校事務の適正化と事務処理の効率化**。

## 第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度改革

### ○ 給特法の今後の在り方

- ・ 給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、**超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象**とし、その縮減を図ることが必要。
- ・ 教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える**教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要**。
- ・ 給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、**教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく、人確法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、必ずしも教師の処遇改善にはつながらない**、との懸念。
- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要とすることは、現状を追認する結果になり、**働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない**。
- ・ したがって、**給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出す**ことが求められる。
- ・ なお、**教職調整額が「4%」とされていること**については、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、**必要に応じ中長期的な課題として検討すべき**。

### ○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・ かつて行われていた「**休日のまとめ取り**」のような**一定期間に集中した休日の確保**は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、**選択肢の一つ**として検討。
- ・ 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、**地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき**。
- ・ **導入の前提**として、文部科学省等は①**長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき**、②**学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要**であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③**育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保**できるよう措置すべき。

### ○ 中長期的な検討

- ・ 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、**教師に関する労働環境について**給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて**中長期的に検討**。

## 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

### ○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・ 小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
  - ・ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
  - ・ 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
  - ・ 部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
  - ・ 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
  - ・ スクールロイヤールの活用促進
- 等

### ○ 勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- 以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
    - ・ 登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
    - ・ 都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
    - ・ 業務改善方針等の策定や学校宛ての調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
    - ・ 部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
    - ・ 学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
  - これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
    - ・ 業務削減時間を示した好事例展開
    - ・ 関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
    - ・ 専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする
- 等

### ○ 今後さらに検討を要する事項

- ・ 小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
  - ・ 免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようにするなど養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し
  - ・ 新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用      ・ 教育的観点からの小規模校の在り方の検討
  - ・ 人事委員会等の効果的な活用方法の検討
- 等

## 第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について  
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～ 答申（概要）

経緯 中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）：今後更に検討を要する事項  
「個別最適な学びと協働的な学びによる『令和の日本型学校教育』を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方」

令和3年3月「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

1. 令和3年答申で示された、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- ・変化を前向きに受け止め、**教職生涯を通じて学び続ける** ・子供一人一人の**学びを最大限に引き出す**役割を果たす ・子供の**主体的な学びを支援する伴走者**としての能力も備えている
- ・**多様な人材の教育界内外からの確保**や、**教師の資質・能力の向上**により、**質の高い教職員集団を実現する** ・**多様な外部人材や専門スタッフ等**がチームとして力を発揮する
- ・**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

2. 子供たちの多様化と社会の変化

- ・「日本型学校教育」は**国際的に高く評価**される一方、**教師の長時間勤務**が課題
- ・子供たちの**多様化**（特別支援、外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒など）
- ・Society5.0時代の到来、**高校における共通必修科目「情報Ⅰ」の開始**
- ・**臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」問題**の発生

これまでの取組

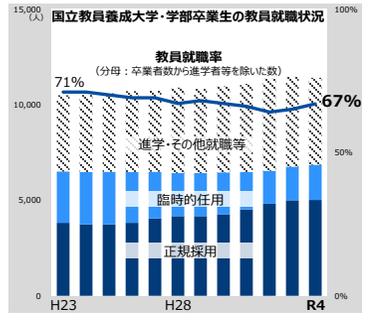
- ・新学習指導要領の実施
- ・小学校35人学級、高学年教科担任制
- ・GIGAスクール
- ・学校の働き方改革 等

他の会議体からの提言・要請

- ・経済財政諮問会議
- ・規制改革推進会議
- ・内閣府CSTI
- ・教育未来創造会議

3. 教師の養成、免許、採用、研修に関する制度及び実態

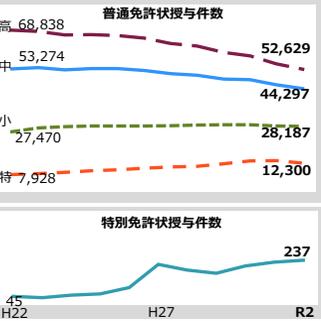
養成 教員養成学部・学科のほか中・高・特支等については他の学科でも教職課程が開設可能



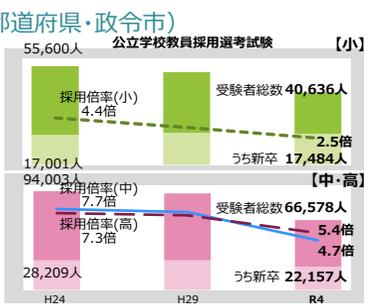
- 教職課程では、教科の専門的事項や指導法、教育の基礎的理解などの単位の修得が必要
- **2～4週間程度の教育実習が必須**。ただし、一部の単位は学校体験活動で代替可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、**教員就職率は66.9%**
- 小学校の教職課程を有する**私立大学は10年で3割増**

免許 原則、都道府県教育委員会が授与

- **普通免許状**（教職課程を経て授与）のほか、**特別免許状**（教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熟慮と識見を有する者に授与）、**臨時免許状**（普通免許状を有する者を採用できない場合に限定、有効期限3年）の3種類が存在。
- **普通免許状の授与件数は、中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加**
- **特別免許状の授与件数は増加。一方で絶対数は少ない**。学校種では高校、教科では、英語・看護等に集中



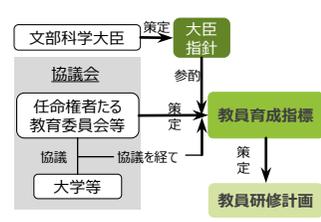
採用 公立の場合、任命権者たる教育委員会が採用（小中は都道府県・政令市）



- **採用倍率低下**（大量退職や特別支援学級の急増を反映した採用増と、既卒受験者層の減少）
- 年齢構成は地域・学校種で大きく異なる。**一部地域の小学校では、大量退職・採用のピークが過ぎ、既に若年層の占める割合が高い**
- **新卒受験者数は、小学校は微増、中学・高校は減少**
- **臨時的任用教員等が不足する「教師不足」が発生**
- **民間企業等経験者の割合は約4%**

研修 公立の場合、研修実施者たる教育委員会が実施（小中は都道府県・政令市・中核市）

- 任命権者が、国が定める指針を参酌しつつ**教員育成指標を策定**し、それに基づく**体系的な教員研修計画を策定**。研修実施者は、計画に基づき研修を実施（平成28年の教特法改正により導入）
- 教員育成指標の策定や教員育成指標に基づく校長及び教員の資質の向上というテーマについての協議を行うための**協議会**を、任命権者や関係大学等を構成員として組織



4. 今後の改革の方向性

- | 「新たな教師の学びの姿」の実現   | 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成   | 教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子供たちの学び（授業観・学習観）とともに<b>教師自身の学び（研修観）を転換</b>し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現</li> <li>● 養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおける、「<b>理論と実践の往還</b>」の実現（理論知（学問知）と実践知などの「二項対立」の陥穽に陥らない）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>教師一人一人の専門性の向上と、多様な専門性・背景を有する人材の取り込み</b>により、<b>教職員集団の多様性を確保</b>し、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）の向上</li> <li>● 学校管理職のリーダーシップの下、<b>心理的安全性を確保</b>し、<b>教職員の多様性を配慮したマネジメントの実現</b></li> <li>● 「<b>学校の働き方改革</b>」の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な教職志望者へ対応するため<b>教職課程の柔軟性の向上</b></li> <li>● 産休・育休取得者の増加、定年延長など<b>教師のライフサイクルの変化を前向きに捉え、採用や配置等を工夫</b></li> </ul> |

## 1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力

## 教師に求められる資質能力の再整理

- 「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ⑤ICTや情報・教育データの利活用の5項目に再整理
- 任命権者において、指針を参酌しながら、教員育成指標の変更など必要な見直しを実施
- 教職課程では、既に④に対応した科目は令和元年度、⑤に対応した科目は令和4年度から必須単位化）。今後、自己点検評価の中で、上記の資質能力を身に付けられるか確認

研修

養成

## 理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

- 「教育実習」等の在り方の見直し（履修形式の柔軟化等）
- 「学校体験活動」の積極的な活用（学習指導員、放課後児童クラブやNPO等での課題を抱える子供たちへの支援等も含む）
- 「教員養成フラッグシップ大学」における先導的・革新的な教職科目の研究・開発等
- 特別支援教育の充実に資する「介護等の体験」の活用等（特別支援学校・学級、通級指導など）

養成

## 2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

## 教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- 強みや専門性（データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など）を身に付ける活動との両立のため、四年制大学において最短2年間で必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定
- 小学校の専科指導優先実施教科（外国語、理科、算数、体育）に相当する中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程の設置を可能とする
- 中学校二種免許状等における「教科に関する専門的事項」の必要科目の見直し

養成

採用

## 優れた人材を確保できる教員採用等の在り方の検討

- 教員採用選考試験の早期化・複線化を含めた多様な入職スケジュールに関し国・任命権者の連携により検討（7月に1次試験、8月に2次試験、9～10月に合格発表・採用内定が一般的）
- 特定の強みや専門性を有する者に対する特別採用選考試験等の実施

## 多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策

- 特別免許状に関する運用の見直し（授与基準や手続の周知、特別免許状保有者が、他校種の特別免許状の授与を受ける際の基準等の明確化）
- 任命権者における特別免許状を活用した特別採用選考試験の実施促進（特別免許状等を活用した入職支援）
- 特別免許状による採用者を対象とした研修の実施・支援
- 教員資格認定試験の拡大等（高校「情報」の実施、中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除の検討）

免許

採用

研修

免許

## 校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化・計画的な育成

- 「大臣指針」の改正により、校長の資質能力（マネジメント能力、アセスメント、ファシリテーション）を示すとともに、各任命権者が、教師とは別に、校長に関する独自の育成指標を策定することを明記。新任校長等を対象とした研修の充実など、校長自身の学びを支援

研修

## 3. 教員免許の在り方

## 教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

- 審議まとめ（令和3年11月）において、教員免許更新制の発展的解消を提言。令和4年5月に教育職員免許法が改正され、7月1日より実施。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みにより、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「新たな教師の学びの姿」を実現。
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定

免許

研修

## 義務教育9年間を見通した教員免許の在り方を踏まえた方策

- 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進
  - 教職課程における義務教育特例の新設【制度改正済】
  - 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大等（再掲）
  - 教員資格認定試験における中学校等免許保有者の小学校試験の一部免除等（再掲）
  - 他校種の免許状を取得する際に必要な最低勤務年数の算入対象の拡大【制度改正済】

免許

養成

## 4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

## 教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

- 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化（教職大学院進学希望者対象コースの設定、先取り履修を踏まえた教職大学院の在学年短縮等）
- 教育委員会と大学の連携強化（教員育成協議会における協議の活性化、教委等との人事交流の推進、教委と連携・協働した研修プログラム等の展開等）
- 教師養成に係る理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現（教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、教員養成学部における実務家教員登用に係る具体的な基準設定・FDの充実等）
- 教員就職率の向上、組織体制の見直し（養成段階における教員就職率向上のための取組、教委と連携した地域課題解決に対応したカリキュラムの構築等、定員の見直し・大学間連携・統合に係る検討等）

養成

採用

研修

## 5. 教師を支える環境整備

## 学びの振り返りを支援する仕組みの構築

- 「研修履歴記録システム」及び「プラットフォーム（教委・大学・民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するシステム）」の一体的構築
- 教育委員会・学校管理職は、研修履歴の記録・管理を自己目的化しない意識が必要
- 喫緊の教育課題に対応したオンライン研修コンテンツの充実

研修

## 多様な働き方等教師を支える環境整備

- 失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進（再授与手続き簡素化、ペーパーティーチャー等への研修）
- 働き方改革の一層の推進（教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進等）、勤務実態調査の結果を踏まえた教師の処遇の在り方の検討

# 中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

## 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

### ① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利用することや、教師の負担を軽減することが重要

### ② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出す

## 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて活かしていく

# 各学校段階における全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた取組等について

## 【幼児教育における学び】

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

## 【義務教育における学び】

- 先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成，一人一人の興味・関心等に応じた意欲を高めたりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い，多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ，地域の構成員や主権者の一人としての意識を育成
- 心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力(健康力等)の育成や，生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

## 【高等学校教育における学び】

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや，STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

## 【特別支援教育における学び】

- 全ての教育段階において，インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ，全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子どもとない子どもが可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子どもの自立と社会参加を見据え，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

## 子供の学びや教職員を支える取組

### ▶ 幼児教育を推進するための体制の構築

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置や，幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ，子供の健やかな育ちを守り支えていくための保健・福祉等の専門職や関係機関とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備

### ▶ 教育環境の整備

- 教職員の事務負担の軽減を図るため，幼児教育施設における業務のICT化の推進
- 空調設備改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進

### ▶ 小学校高学年からの教科担任制の導入(令和4年度を目標)

- 9年間を見通した指導体制の構築，専門性の高い教師によるきめ細かな指導の充実，教師の負担軽減等
- 新たに専科指導の対象とすべき教科(例えば外国語・理科・算数)や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討
- 中学校免許保有者が，小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度を弾力化

### ▶ 補充的・発展的な学習指導

- 補充的な学習や発展的な学習を取り入れ，必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

### ▶ 標準授業時数の弾力化(カリキュラム・マネジメントの充実)

- 各学校が持っている裁量を明確化するとともに，総枠としての授業時数は引き続き確保しつつ，教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

### ▶ 学習履歴(スタディ・ログ)など教育データの活用

- 教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ，ICTを活用したPDCAサイクルの改善によりきめ細かい指導を充実

### ▶ 新時代の学びを支える環境整備

- 1人1台端末等に適合した教室環境や衛生環境の整備
- 少人数によるきめ細かな指導体制，必要な施設・設備の計画的整備

### ▶ スクール・ミッションの再定義，スクール・ポリシーの策定

- 各設置者は，各学校の存在意義や社会的役割等を明確化する形で再定義，目指すべき学校像を明確化
- 各学校は「入口」から「出口」までの教育活動の方針(スクール・ポリシー)を策定・公表

### ▶ 「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化(普通科改革)

- 学際的な学びに重点的に取り組む学科や，地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を，各設置者の判断によって設置可能とする措置を実施

### ▶ 地域産業界を支える革新的職業人材育成(専門学科改革)

- 地域の産官学が一体となって将来の地域産業界の在り方を検討，専門高校段階での人材育成の在り方を整理し，教育課程を開発・実践

### ▶ 高等学校通信教育の質保証

- 通信教育実施計画の作成，面接指導等実施施設の教育環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化，教育活動等の状況に関する情報公開の義務化等

### ▶ 中山間地域・離島等の高等学校への対応

- 中山間地域・離島等の複数の学校がネットワークを構築し，ICTも活用して各学校の科目の履修を可能化

### ▶ 高等専修学校の機能強化

- 高等教育や就業につながるカリキュラムの開発や，地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築を支援

## 【義務教育・高等学校教育段階の取組】

- 外国人児童生徒等の教育の充実のため，高等学校段階における指導方法等の開発，日本語指導教師等のための履修証明プログラムの構築
- 教師のICT活用指導力の向上のため，国から提供するICTの活用に係るコンテンツの利用を促進

## 【各学校段階等を通じた取組】

- 特別支援学校の教育環境を改善するため，特別支援学校に備えるべき施設等を定めた特別支援学校設置基準を策定
- 特別支援学校教諭の質の向上のため，教職課程の内容を見直すとともに共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定
- 地域の実態に応じた，学校施設の適正規模・適正配置の推進，他の公共施設との複合化・共用化，分野横断的実行計画の策定等による計画的・効率的な施設整備の推進

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれの**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育む
- ・**日本発の調和と協調**（Balance and Harmony）に基づく**ウェルビーイング**を発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に**社会の形成に参画**、持続的**社会の発展**に寄与
- ・「**主体的・対話的で深い学び**」の視点からの授業改善、大学教育の**質保証**
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・**リカレント教育**を通じた高度人材育成

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**
  - ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
  - ・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上
- 人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な**地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充
- ・**コミュニティ・スクール**と**地域学校協働活動**の**一体的推進**、家庭教育支援の充実による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者**として**地域社会の担い手**となる

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る**3段階**（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行**の着実な推進

**GIGAスクール構想**、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

**指導体制・ICT環境**等の整備、**学校における働き方改革の更なる推進**、経済的・地理的状況によらない**学びの確保**

**NPO・企業等多様な担い手**との連携・協働、安全・安心で質の高い**教育研究環境**等の整備、**児童生徒等の安全確保**

**各関係団体・関係者（子供を含む）との対話**を通じた計画の策定等

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。「未来への投資」としての教育投資を社会全体で確保。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想、教師の処遇等の在り方の検討、指導体制の構築、教員研修高度化
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○いじめ等への対応、人権教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・英語力について、中学・高校卒業段階で一定水準を達成した中高生の割合 ※留学等の国際交流は今後設定予定
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育の推進</li> <li>○不登校児童生徒への支援の推進</li> <li>○ヤングケアラーの支援</li> <li>○子供の貧困対策</li> <li>○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進</li> <li>○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援</li> <li>○大学等における学生支援</li> <li>○夜間中学の設置・充実</li> <li>○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上</li> <li>○高等専修学校の教育の推進</li> <li>○日本語教育の充実</li> <li>○障害者の生涯学習の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況</li> <li>・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合</li> <li>・不登校特例校の設置数</li> <li>・夜間中学の設置数</li> <li>・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合</li> <li>・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合</li> </ul>
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実</li> <li>○働きながら学べる環境整備</li> <li>○リカレント教育のための経済支援・情報提供</li> <li>○現代的・社会的課題に対応した学習</li> <li>○女性活躍に向けたリカレント教育の推進</li> <li>○高齢者の生涯学習の推進</li> <li>○リカレント教育の成果の適切な評価・活用</li> <li>○生涯を通じた文化芸術活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合</li> <li>・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合</li> <li>・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合</li> </ul>
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進</li> <li>○家庭教育支援の充実</li> <li>○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数</li> <li>・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合</li> <li>・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況</li> </ul>
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育施設の機能強化</li> <li>○社会教育人材の養成・活躍機会拡充</li> <li>○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合</li> <li>・社会教育士の称号付与数</li> <li>・公民館等における社会教育主事有資格者数</li> </ul>
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1人1台端末の活用</li> <li>○児童生徒の情報活用能力の育成</li> <li>○教師の指導力向上</li> <li>○校務DXの推進</li> <li>○教育データの標準化</li> <li>○教育データ分析・利活用</li> <li>○デジタル人材育成の推進（高等教育）</li> <li>○社会教育分野のデジタル活用推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値）</li> <li>・教師のICT活用指導力</li> <li>・ICT機器を活用した授業頻度</li> <li>・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数</li> </ul>
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導体制の整備</li> <li>○学校における働き方改革の更なる推進</li> <li>○ICT環境の充実</li> <li>○教師の養成・採用・研修の一体的改革</li> <li>○地方教育行政の充実</li> <li>○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の在校等時間の短縮</li> <li>・特別免許状の授与件数</li> <li>・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況</li> <li>・児童生徒1人1台端末の整備状況</li> <li>・ICT支援員の配置人数</li> <li>・大学における外部資金獲得状況</li> <li>・大学間連携に取り組む大学数</li> </ul>
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育費負担の軽減に向けた経済的支援</li> <li>○へき地や過疎地域等における学びの支援</li> <li>○災害時における学びの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率</li> <li>・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合</li> <li>・高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数</li> </ul>
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NPOとの連携</li> <li>○企業との連携</li> <li>○スポーツ・文化芸術団体との連携</li> <li>○医療・保健機関との連携</li> <li>○福祉機関との連携</li> <li>○警察・司法との連携</li> <li>○関係省庁との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合</li> <li>・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況</li> </ul>
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設の整備</li> <li>○学校における教材等の充実</li> <li>○私立学校の教育研究基盤の整備</li> <li>○文教施設の官民連携</li> <li>○学校安全の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率</li> <li>・私立学校施設の耐震化率</li> <li>・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数</li> </ul>
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善</li> </ul>

# 第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

## I 総論

### 第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
- 学校安全の取組内容や意識の差
- 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性  
など

### 施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

### 目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

## II 推進方策

5つの推進方策を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

## 推進方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

## 推進方策 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化
- SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

## 推進方策 3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化
- 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

## 推進方策 4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）
- 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）

## 推進方策 5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

- 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）
- 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

# 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

## 1 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化  
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大  
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に  
特に、**デジタルデバйд解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

## 2 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 生涯学習： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- 社会教育： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

### ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ+ 周囲の「場」のよい状態

#### <生涯学習>

「個人」の生涯にわたる自己実現を図る学習

#### <社会教育>

学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

**生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分**

### 社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

**誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する**

### デジタル社会に対応

デジタルデバйд解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

**国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す**

### 地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

+  
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

**「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる**

## 3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

### 公民館等の社会教育施設の機能強化

- ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ **地域コミュニティの基盤**に
- ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-Fi環境整備等）
- ・ デジタルデバйдの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ **国民全体のデジタルリテラシー向上**へ
- ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

### 社会教育人材の養成、活躍機会の拡充

- ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付と要件の見直し等）
- ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

### 地域と学校の連携・協働の推進

- ・ **コミュニティ・スクール**について、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

### リカレント教育の推進

- ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
- ① 大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、② 社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③ 情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④ 学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

### 多様な障害に対応した生涯学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

- ・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

# 今後の生涯学習・社会教育の振興方策 (重点事項) について



文部科学省

# ウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進 ～これまでの議論を踏まえた施策の方向性～

教育振興基本計画の理念

自立 ・ 協働 ・ 創造

第9期生涯学習分科会答申

「社会教育の意義と果たすべき役割」

学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

経済財政運営と改革の基本方針2022

「人への投資」

「デジタル田園都市国家構想」

第11期生涯学習分科会 議論の整理

ウェルビーイングの実現

社会的包摂の実現

共に学び支え合う  
生涯学習・社会教育

地域コミュニティの基盤

デジタル社会への対応

次期教育振興基本計画（素案）の総括的基本方針

「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」 「持続可能な社会の創り手の育成」

生活を支えるリテラシーの向上

デジタルデバイドの解消

障害者・外国人等の学習ニーズへの対応等

地域づくりを支える社会教育の実現

様々な地域課題への取組・解決

持続可能な社会の創り手の育成等

一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する

「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・施設が連携して担う

# 「地域の学びと実践プラットフォーム」のねらいと効果

## 生活を支えるリテラシーの向上

- デジタルリテラシーの学習機会を公民館で提供することで、オンラインでの学習やSNSでのつながり作りなどを可能に。  
(デジタルのコンテンツ・ネットワーク等の活用に加え、仲間・地域とリアルに繋がる場(公民館等)も提供)
- 社会教育主事等のコーディネートにより、公民館等の社会教育施設において、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じた生活に必要な学び・学び合いを支援

## 地域づくりを支える社会教育の実現

- 公民館活動への地域住民の参加を促進し、コミュニティ施策や地域づくり部局とのタイアップを推進
- 社会教育士のネットワーク化や公民館等への配置を促進し、社会教育士の得意分野を活かして住民による地域づくりを組織的に支援
- 住民の主体的参画を重視し、他の地域活動との協働やコミュニティ・スクールとの連携等により、多世代の参画を推進。

## 「地域の学びと実践プラットフォーム」

一人一人の生活と地域づくりの双方を支える役割を、社会教育人材・施設がその専門性を生かし、連携して担う体制を構築

### 期待される効果

- ①: 高齢者等を含め、日本に暮らす全ての人が当たり前にデジタルの恩恵(行政・民間サービス)を享受。  
(肝心な時はリアルなつながりも大切)



- ②: 子供・若者を含む主体的な住民参画とそれを支援する行政の相乗効果で、地域住民の健康・住みやすさ・住民満足度等のウェルビーイングが向上



- ③: まちづくりや福祉・防災等の地域課題に関する行政も、地域の協力あってこそ。行政の施策効果やコスト面でも好影響。

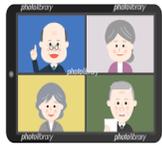
# 地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：地域づくりに役立つ社会教育）

## 生活を支えるリテラシーの向上



- ・市長のツイッターって何？
- ・マイナンバーカードってどう役立つの？

公民館のデジタル入門講座で学べますよ  
講座受講者のA氏に地域のサポート役を依頼したので教えてもらえますよ



公民館で学習したことを活かしてSNS上でグループを作りましょう



- ・オンラインで学習したい
- ・SNSなどで仲間と繋がりたい

公民館所属  
〔社会教育士〕



簡単な日本語をあなたの母語で学べるデジタルコンテンツがありますよ



- ・必要な情報にアクセスしたい
- ・地域の一人として参画したい

生涯学習推進員  
〔社会教育主事OB〕



ネットスーパーでの買い物をスマホから試してみよう  
スマホで病院までの距離や時間タクシーも調べられますよ



- ・車いすになって普段の買い物もひと苦労だ
- ・急な通院、診療時間に間に合うだろうか？

学生  
〔社会教育士養成課程〕

生活

地域

学びと実践

## 社会教育人材ネットワーク



社会教育主事・  
社会教育士

（地域における学びと実践のコーディネーター）

## 地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルで繋がる場も提供
- デジタルの活用で多様な学び・学び合いの機会を充実
- 公民館の運営自体も住民の参画の場に

## 地域づくりを支える社会教育の実現



- ・地域を担う後継人材が育たない
- ・行政主導の地域振興イベントの効果は一時的なものになりがち

イベント運営参画を機に継続的な地域づくりに資する人材が育つよう、社会教育士研修で学んだ地域住民を巻き込むワークショップ的手法を社会教育担当の協力を得て取り入れてみよう



地域づくり担当部局  
〔社会教育士〕



防災訓練は、児童生徒に対する防災体験学習や非常食の試食も取り入れて、楽しく多世代で学べる場にしたら、参加率が上がるぞ



町内会メンバー  
〔社会教育士〕



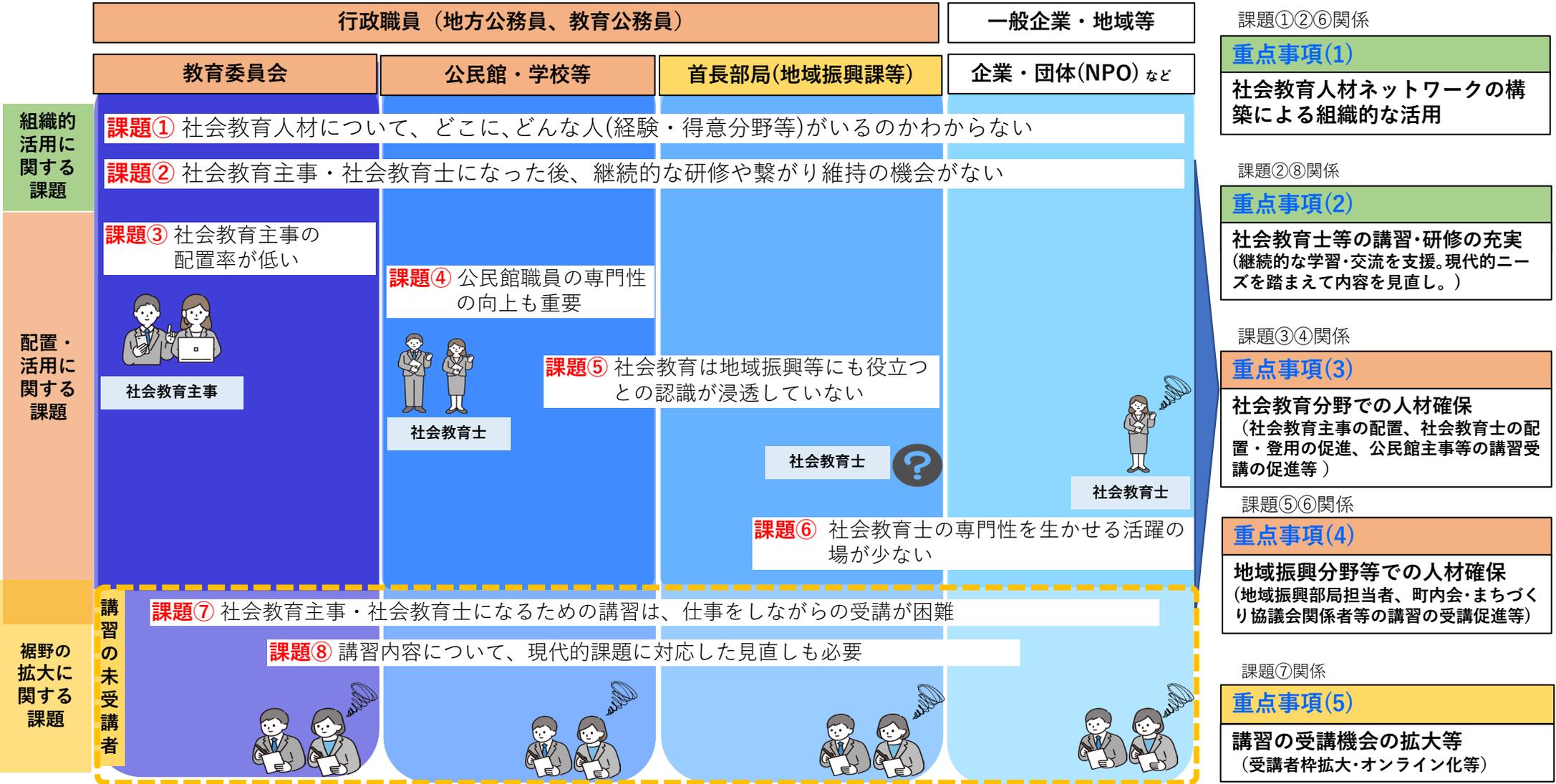
地域学校協働活動、PTA、子ども会の活動に携わっていた方と社会教育士ネットワークの研修で知り合ったから協力を依頼してみよう



企業人  
〔社会教育士〕

社会や地域に貢献したいと思っている知り合いの企業・団体にも、地域活動への協力を依頼できますよ

# 社会教育人材の活用に関する現状の課題と重点事項 (重点的に取り組むべき事項)



# 「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項（社会教育人材関係）

## 重点事項(1)

### 社会教育人材ネットワークの構築・展開による組織的な活用

- 社会教育主事・社会教育士に対し、研修情報の周知、イベントや個別相談対応への協力依頼等を組織的に行えるよう、社会教育主事講習・養成課程の実施機関である大学等の協力も得ながらネットワークを構築・展開。
- 対象者、活用方法等の詳細は、集約する情報の種類（氏名や属性等）や、集約の主体・手法等とあわせて検討。また、ネットワークの自主的な活用や人材の確保の観点から、社会教育主事OBや社会教育主事養成課程の学生等の活用も検討。
- 社会教育士が地域で活動しやすくなるよう、社会教育士であることを証する修了証書やデジタルバッジ等の導入を検討。

## 重点事項(3)

### 社会教育分野での人材確保（社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）

- 社会教育主事の配置状況を分析し、自治体に必要な働きかけの実施。
- 社会教育士の公民館や地域学校協働活動推進員への配置・登用を促進する。また、公民館主事や地域学校協働活動推進員、PTA、子ども会等の社会教育関係者等の専門性の向上に向け、社会教育主事講習の受講を推奨する。

## 重点事項(5)

### 講習の受講機会の拡大等（受講者枠の拡大・オンライン化等）

- 働きながらも社会教育主事講習を受講したいというニーズに応えるため、社会教育主事講習のオンライン化や夜間・休日中心の講座を含む多様な社会教育主事講習を展開。社会教育主事講習の定員の増加等に向け、講習実施機関へ働きかけ。
- 民間資格等による科目代替の検討など社会教育士の資格取得の促進策を検討。

## 重点事項(2)

### 社会教育士等の講習・研修の充実（講習のアップデート、継続的な学習・交流への支援）

- 社会教育主事・社会教育士に必要とされる専門性に関する内容や、デジタル活用、多様なニーズへの対応に関する内容について、社会教育主事講習等に反映。
- 社会教育士等が継続的に学習できるよう、公開可能な研修をオンデマンド配信。その際、継続的な学習の機会が、相互に協力しあえる人的つながりづくりの機会となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

## 重点事項(4)

### 地域振興分野等での人材確保（地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）

- 首長部局の地域振興担当等における社会教育士の活用が進むよう、当該部局の職員講習受講を促進。
- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興施策への協力を促進。

## 横断的事項

- 生涯学習分科会において、社会教育教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、さらに専門的な議論・検討を行う。  
（議論・検討にあたっては、社会教育主事・社会教育士の制度的な位置づけを踏まえ、社会教育主事講習の名称変更も含めて検討。）
- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター（仮称）を創設。
- 社会教育におけるEBPMの推進。

# 地域の学びと実践プラットフォーム（イメージ図：関係組織や住民等との連携）

## 地域

他の行政施策・部局と連携し  
多様な住民ニーズに対応  
(地域振興、多世代交流、福祉等)

- 地域づくり（地域振興）をはじめ、多様な世代を対象とする他の行政施策や担当部局とのタイアップを推進し、多世代交流による地域コミュニティづくりを支援
- 住民の自主的な学びや参画を促し、行政施策の効果を高め、持続性やコストも改善

(連携の例)

【放課後児童健全育成事業】

放課後児童クラブ等を  
公民館で実施

【地域運営組織】

公民館活動を母体とした地域運営組織の取組（子育て交流、学習支援等）や支援措置等を周知

【農村型地域運営組織（農村RMO）】

中山間地域における農地保全や生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施

【重層的支援体制整備事業】

相談支援や交流の場など  
社会福祉分野における協働

社会教育施設の複合化や  
PFIの活用による官民連携の推進

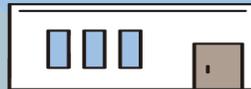


### 社会教育人材ネットワークとの連携

- 首長部局や地域にいる社会教育士と連携し、それぞれの強みを活かした協力を得て、多様な課題に対応・解決

社会教育主事・社会教育士

## 地域の学びと実践プラットフォーム



公民館等

### デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

- デジタルリテラシーの学習機会を保証
- 仲間・地域とリアルに繋がる場も提供
- デジタル技術の活用等、公民館のデジタル化を推進

### 社会的包摂の実現に向けた学習支援

- 公民館等の社会教育施設を拠点とし、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じて生活に必要な学び・学び合いを支援（福祉部局等とも連携）
- 不登校、貧困等の課題を抱える子供たちの学びを支援（地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携）
- 社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携

## 生活



### 地域住民による公民館運営への参画

- 身近な公民館の運営への住民の参画を促すことで、住民が行政に主体的に関わるようになる機会を提供
- 特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、子供や若者も集う地域コミュニティの拠点に。



### 民間企業やNPO等との連携

- 民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館が多様な属性をもつ者の活動が重なりあう場となることで、地域コミュニティの繋がりを強める。
- 企業と連携してリアルな体験活動等を推進し、リアルな体験や繋がりの良さを実感できる場に。



### 地域と学校等の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。



# 社会教育施設に関する現状の課題と重点事項

## 社会教育施設をめぐる課題

### 課題①

地域住民のニーズが多様化し、従来の取組だけでは、多様な住民の期待・ニーズへの対応が困難に。

### 課題②

様々な行政分野で、地域との関係性が重視され、地域づくりや自主的取組みに資する社会教育的な学びとの連携が求められている。

### 課題③

地域コミュニティにおける住民同士の関係性が希薄化。地域における様々な活動間(町内会や学校等の活動と公民館活動など)で、必ずしも連携が十分ではない。

### 課題④

様々な活動の際に集まれる場としての強みを地域コミュニティづくりに十分生かしていない。

### 課題⑤

公民館の運営や評価等について、地域住民の参画や意向の反映が必ずしも十分ではないことも。

### 課題⑥

公民館等での学びが、住民同士の繋がりづくりや地域づくりをはじめとした、地域における実践に十分に結びついていない。

## 重点的に取組むべき事項を 明確化

### 重点事項(1)

他の行政施策・部局と連携し  
多様な住民ニーズに対応  
(地域振興、多世代交流、福祉等)

### 重点事項(2)

地域との連携推進による  
地域づくりの主導  
(地域住民、NPO、社会教育  
関係団体、学校等)

### 重点事項(3)

学びと実践の場としての機能強化



# 「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項(社会教育施設関係)

## 重点事項(1)

### 他の行政部局・施策と連携し、多様な住民ニーズに対応

(地域振興、多世代交流、福祉等)

#### ○地域づくり(地域振興)を始めとする他の行政施策・部局とのタイアップを推進

(連携の例)

【放課後児童健全育成事業】放課後児童クラブ等を公民館で実施。

【地域運営組織】公民館活動を母体とした地域運営組織の取組(子育て交流、学習支援等)や支援措置等を周知。

【農村型地域運営組織(農村RMO)】中山間地域における農地保全や生活の支え合い等の活動を公民館と連携して実施。

【重層的支援体制整備事業】相談支援や交流の場など福祉分野における協働。

#### ○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育との連携が重要な部局の職員に社会教育主事講習の受講を推奨。
- ・公民館等で活用する社会教育士も、地域づくり施策への協力に努める。

#### ○社会教育施設の複合化やPFIの活用による官民連携の推進

## 重点事項(2)

### 地域との連携推進による地域づくりの主導(地域住民、NPO、社会教育関係団体、学校等)

#### ○地域住民による公民館運営への参画

- ・公民館運営における地域住民の意向を反映するため手引きの作成を検討。
- ・特に、若い世代の公民館に対する声の把握に努め、運営に反映。

#### ○民間企業やNPO等との連携

- ・民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との協働により、公民館活動への多世代の参画を推進。
- ・企業と連携してリアルな体験活動等を推進。
- ・企業等との円滑な連携に向けて、営利的な活動との関係について具体的事例を整理・周知。

#### ○地域と学校等の連携・協働の推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子供を中心として、幅広い地域住民等が地域で繋がる機会を提供。

## 重点事項(3)

### 学びと実践の場としての機能強化

#### ○社会的包摂の実現に向けた学習支援

- ・公民館等の社会教育施設を拠点とした、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等のニーズに応じて生活に必要な学びを支援(福祉部局とも連携)。
- ・不登校や貧困等の課題をかかえる子供たちへの支援(地域学校協働活動や家庭教育支援チーム等と連携)。

#### ○子供や若者の社会教育への参加促進

- ・若い世代の声を公民館の運営に反映するとともに、社会教育施設が子供や若者の学び合う場となり、こどもの居場所としての役割も果たせるよう、具体的事例を周知。

#### ○リカレント教育の検索サイト「マナパス」との連携

- ・社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携。

#### ○デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

- ・デジタル技術の活用等、公民館等のデジタル化を推進。
- ・デジタルリテラシーの学習機会を提供。
- ・地域住民同士がリアルに繋がる場も提供。

#### ○社会教育人材ネットワークとの連携

- ・社会教育士の公民館等への配置や公民館主事等の専門性向上(資格取得促進)。
- ・社会教育士それぞれの強みを活かせる協力を要請。

## 横断的事項

○重点事項(1)～(3)について「公民館の設置及び運営に関する基準」において明示することを検討。

○「優良公民館表彰」に年度毎の重点分野を設定し、その優良取組事例を収集・横展開。

○国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進めるとともに、実際の課題解決事例を参考に、各自治体の取組が進むようアドバイスする体制を検討。その一環として、社会教育マイスター(仮称)を創設(再掲)。

○社会教育におけるEBPMの推進(再掲)。

# 今後の生涯学習・社会教育の振興方策 (具体策) について

# 重点事項（１）社会教育人材ネットワークの構築・展開による組織的な活用

## 具体策①：社会教育人材ネットワークの構築・展開

- 社会教育士の活躍促進や、社会教育士の横のつながりを強化するため、社会教育主事講習・養成課程の実施機関である大学等の協力も得ながら、社会教育人材のネットワークを構築・展開する。
- ネットワーク化の手法を調査・検討した上で、令和5年度中にネットワークを構築し、展開を図る。
- 研修情報の周知、イベントや個別相談対応への協力依頼等ネットワークを活用する。
- 対象者、活用方法等の詳細は、集約する情報の種類(氏名や属性等)や、集約の主体・手法等とあわせて検討する。また、ネットワークの自主的な活用や人材の確保の観点から、社会教育主事OBや社会教育主事養成課程の学生等の活用も検討する。
- ネットワークの構築・展開にあたっては、デジタルバッジ等の活用可能性もあわせて検討する。

## 具体策②：社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における修了証書の在り方の検討

- 社会教育主事講習の場合、修了証書は各実施機関が発行しており、社会教育主事養成課程の場合、特段の定めはない。
- 社会教育士として活動しやすいよう、社会教育士であることを称する旨を記載するなど、修了証書の在り方を検討する。
- 検討にあたっては、社会教育士のネットワーク化の進展を踏まえるとともに、デジタルバッジ等の活用可能性もあわせて検討する。

## 工程表

※青枠:生涯学習分科会ワーキンググループにて継続検討を行う事項(詳細p.6)

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①	ネットワーク化の手法の調査・検討		社会教育人材ネットワークの構築・展開		ネットワークによる社会教育士の活用促進
具体策②	社会教育主事講習・社会教育士養成課程における修了証書の在り方の検討				検討を踏まえた制度改正・周知等

**具体策①：デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の内容の見直し**

- 社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の講義内容にデジタル技術の進展を反映する。

**具体策②：現代的諸課題や他機関等との連携促進を踏まえた社会教育主事講習等・研修内容の見直し**

- 社会教育主事と社会教育士の役割分担も踏まえ、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の在り方を整理した上で、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程に盛り込むべき内容と、研修で補うべき内容の精査を進めるとともに、現代的諸課題や多様なニーズに対応した学習内容の追加を検討する。
- 研修内容の見直しにあたり、デジタルバッジの活用等による履修証明等の導入可能性を検討する。

**具体策③：社会教育士等への継続学習の機会の提供**

- 社会教育主事や公民館、図書館等の職員に対する研修など、社会教育関係職員に対する研修のうち、社会教育士等の知見のアップデートに資するものについて、オンデマンド配信等を進める。その際、継続的な学習の機会が、相互に協力し合える人的つながりづくりの機会となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

**工程表**

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
具体策①	講習実施機関における検討・対応		デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の実施			
社会教育主事講習等の内容の見直しに係る通知の発出						
具体策②	現代的諸課題や他機関等の連携促進をふまえた講習・研修内容の見直しの検討				検討を踏まえた制度改正・周知等	
具体策③						
社会教育関係職員に対する研修のオンデマンド配信についての関係機関との調整・周知	研修のオンデマンド配信による継続的な学修機会の提供					
			社会教育人材ネットワークの活用の検討			

## 重点事項（3）社会教育分野での人材確保

（社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）

### 具体策①：社会教育主事の配置状況の分析・自治体への働きかけ

- 社会教育主事の配置状況を分析するとともに、必要に応じてヒアリングを実施することで、社会教育主事の配置に関する課題や、課題を乗り越えた優良事例を把握し、その横展開を図りながら社会教育主事が配置されていない自治体等へ社会教育主事の配置を働きかける。

### 具体策②：公民館主事や地域学校協働活動推進員等の専門性向上

- 社会教育士等の公民館への配置や地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題を整理し、そうした課題を乗り越えた優良事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。
- 社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備を進めるとともに、公民館主事や地域学校協働活動推進員、PTA、子ども会等の社会教育関係者等の社会教育主事講習の受講を推奨する。

### 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
具体策①						
社会教育主事の配置状況の分析			社会教育主事の配置に向けた働きかけ			
具体策②						
社会教育士等の公民館への配置や地域学校協働活動推進員としての登用					公民館主事等の専門性向上に向けた更なる施策の検討	
公民館主事等の社会教育主事講習の受講推奨						

## 重点事項（４）地域振興分野等での人材確保 （地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）

### 具体策①：首長部局における社会教育士の活躍促進など、首長部局とのタイアップの推進

- 社会教育マイスター（仮称）も活用し、首長部局に社会教育士制度を周知すること等により、社会教育士の首長部局での活躍を促進する。
- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興等の施策への協力を促進するとともに、首長部局から社会教育人材に対する施策や事業等への協力の働きかけを容易にする。
- 社会教育人材のネットワークを活用し、首長部局における社会教育士の活躍事例を、課題も含めて把握し、横展開を図る。

### 具体策②：首長部局等における社会教育主事講習の受講促進

- 首長部局の自治、農業、福祉等の関連施策と社会教育の連携強化を図るため、社会教育士の制度を首長部局等へ周知するとともに、社会教育との連携が重要な部局の職員に対し、社会教育主事講習の受講を推奨する。

### 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
具体策①、②						
首長部局等に対する社会教育士制度の周知・社会教育士の活躍促進 （首長部局の職員等に対する社会教育主事講習の受講推奨など）					社会教育士のさらなる活躍の推進	
			社会教育人材ネットワークの活用による社会教育士の活用促進			

## 重点事項（５）講習の受講機会の拡大等（受講者枠の拡大・オンライン化等）

### 具体策①：社会教育主事講習・司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習のオンライン化の推進

- 社会教育主事講習、司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習の受講やその手続きについて、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者との双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル技術の活用を促す。
- 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施する社会教育主事講習のオンライン化に向けた取組を行う。
- 社会教育主事講習既修了者（令和元年度以前の科目で社会教育主事講習を受講した者）が社会教育士の称号を取得するために追加的に受講する2科目（生涯学習支援論、社会教育経営論）について、講習のオンライン化等により受講しやすい環境の整備を図る。
- オンラインで全ての科目の受講が完了した受講者においても、具体的な事例の共有や協力依頼等ができる横のつながりを持つことが可能となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

### 具体策②：受講者のライフプランやニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大

- 働きながら夜間や休日に受講したい等の企業やNPO等で働く受講希望者の多様なニーズに応えるため、対面とオンデマンドの併用、夜間や休日中心の講座の開講、複数大学での受講等の取組を収集し、取組の横展開を図ることで、講習実施機関に対応を促す。
- 社会教育主事講習の受講ニーズの高まりを踏まえ、希望者を可能な限り受け入れられるよう、定員の増加や実施機関の拡大を促す。

### 具体策③：受講者の負担軽減や社会教育主事講習受講要件の明確化

- 生涯学習・社会教育に関する民間資格について、受講者の負担軽減の観点から、社会教育主事講習の科目代替の可否について検討を進める。
- 社会教育主事講習の受講要件に関し、社会教育に関する活動の経験者や海外大学卒業者の取り扱い等の明確化に向け、検討を進める。

### 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①	社会教育主事講習等のオンライン化の状況の調査				オンライン化にも対応した司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習の実施
社会教育主事講習等のオンライン化が可能であることの明確化	社会教育主事講習のオンライン化に向けた試行		オンライン化にも対応した社会教育主事講習の実施		
具体策②	受講者のライフプランやニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大				
具体策③	社会教育主事講習受講要件の明確化や受講者の負担軽減に向けた検討				検討を踏まえた制度改正・周知等

## 横断的事項（社会教育人材関係）

### 具体策①：生涯学習分科会における社会教育人材に関する専門的な議論・検討の継続

- 生涯学習分科会において、社会教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、社会教育主事や社会教育士等のあり方も含め、社会教育人材に関するさらに専門的な議論・検討を行う。

### 具体策②：社会教育主事講習の名称変更の検討

- 社会教育主事・社会教育士の制度的な位置付けや社会教育士の更なる活躍促進等を総合的に勘案し、社会教育主事講習の名称変更を生涯学習分科会において検討いただく。

### 具体策③：社会教育の推進のための体制整備

- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進める。
- 優良事例の横展開にとどまらず、課題を抱える自治体に寄り添い、他自治体での課題の解決事例等を紹介しながら、実際に自治体で取組が進むようにアドバイスをすることが重要であることから、現行のCSマイスターの活動も踏まえながら、社会教育マイスター（仮称）を創設し、自治体の取組を個別に支援する。その際には、社会教育主事・社会教育士の活用なども含めて周知する。

### 具体策④：社会教育におけるEBPMの推進

- 社会教育に関する状況の迅速な把握や調査を横断したデータの連結や分析に向け、学校コードを参考にしつつ、社会教育施設コードの付与を含め、調査手法の改善を検討する。
- 社会教育人材や社会教育施設に関するものなど、様々な調査を横断したデータの連結や分析を踏まえ、必要な施策を推進する。

## 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①、②	生涯学習分科会における社会教育人材に関する専門的な議論・検討				検討を踏まえた制度改正・周知等
	社会教育主事講習の名称変更の検討				
具体策③	必要に応じた制度改正等				
社会教育を一層推進するための体制の検討・整備					
	社会教育マイスター（仮称）の検討		社会教育マイスター（仮称）の創設及び自治体支援の展開		
具体策④	調査手法の改善に向けた検討		調査を横断したデータの連結や分析の実施、必要な施策の推進		

# 重点事項（１）他の行政施策・部局と連携し、多様な住民ニーズに対応（地域振興、多世代交流、福祉等）

## ○地域づくり（地域振興）をはじめとする他の行政施策や担当部局とのタイアップの推進

### 具体策①：【再掲】首長部局の関連施策との連携、首長部局職員の社会教育主事講習の受講の推奨

- 首長部局の自治、農業、福祉等の関連施策と社会教育の連携強化を図るため、社会教育士の制度を首長部局へ周知するとともに、社会教育との連携が重要な部局の職員に対し、社会教育主事講習の受講を推奨する。

## ○社会教育人材ネットワークとの連携

### 具体策②：【再掲】首長部局における社会教育士の活用促進

- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興等の施策への協力を促進するとともに、首長部局から社会教育人材に対する施策や事業等への協力の働きかけを容易にする。

## ○社会教育施設の複合化やPFIの活用による官民連携の推進

### 具体策③：社会教育施設の複合化やPFI等を活用した社会教育施設の整備の推進

- 住民の利便性の向上のための機能化を図るため、社会教育施設の複合化やPFI等の活用による官民連携について、効果的な取組事例を収集し、横展開を図る。事例の収集にあたっては、企業版ふるさと納税等の民間資金の活用等、財政上の課題への対応も含める。
- 公民館や図書館等の社会教育施設のPFI等の活用促進を図るため、教育委員会等への助言・支援等を行う。
- 自治体に対し、関連会議等を通じて、財源の工夫やPFIの活用の優良事例について周知する。

## 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
具体策①、②						
	首長部局等に対する社会教育士制度の周知・社会教育士の活躍促進 (首長部局の職員等に対する社会教育主事講習の受講推奨など)				社会教育士のさらなる活躍の推進	
			社会教育人材ネットワークの活用による社会教育士の活用促進			
具体策③	社会教育施設のPFI等の活用促進のための 教育委員会等への助言・支援等					
	複合化やPFI等を活用した社会教育施設の整備の優良事例の収集、横展開				複合化やPFI等の活用状況を踏まえた 更なる施策の検討	

## ○地域住民による公民館運営への参画

### 具体策①：地域住民の意向の反映や効率的・効果的な公民館の評価・改善のあり方の検討

- 公民館運営における地域住民の意向の反映を促進するため、公民館職員が業務に当たって参考にすることができる手引きの作成を検討する。作成に当たっては、公民館の設置及び運営に関する基準の改訂の検討の状況も踏まえながら、公民館の評価・改善に関するノウハウだけではなく、日常の業務に必要な内容を盛り込む。

## ○民間企業やNPO等との連携

### 具体策②：公民館における営利活動に関する規定の解釈の再周知

- 社会教育法第23条第1項第1号（公民館はもっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助する行為を行ってはならない。）の規定が民間企業等による公民館の活用の妨げになっているとの指摘を踏まえ、民間企業等による公民館活用の事例を収集・整理し、具体的なケースを紹介した通知等により、当該規定の解釈の更なる周知を図る。

### 具体策③：民間企業やNPO等における公民館の活用促進

- 公民館等の社会教育施設において、民間企業やNPO、町内会、PTA、子ども会等との連携、ふるさと納税の活用など、地域の様々な活動や外部資源等も活用することが重要であり、各自治体の優良事例等を周知し、取組を促す。

## 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①					手引きを踏まえた優良事例の収集・横展開の継続
	住民の意向の反映や効率的・効果的な公民館の評価・改善の優良事例の収集、横展開				
具体策②	公民館の運営に関する手引きの作成				公民館の運営に関する手引きの周知
	民間企業等による公民館活用の優良事例を収集・整理した上で通知等において法解釈を再周知		民間企業等による公民館活用の優良事例を必要に応じて更新しながら周知を継続		
具体策③					
	公民館等の社会教育施設における多様な人材や資金などの活用の優良事例の収集・周知				課題の整理・更なる施策の検討

○地域と学校等の連携・協働の推進

**具体策④：コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**

- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化等により、地域と学校等が連携・協働する体制の強化を図る。
- ・ 【再掲】社会教育士等の公民館への配置や、地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題や、課題を乗り越えた優良事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。
- ・ 【再掲】地域学校協働活動推進員の社会教育主事講習の受講を推奨する。

**具体策⑤：学校教育と社会教育の連携強化**

- ・ 地域課題解決等を通じた探究的な学び等の質の向上や教員の負担軽減に資する取組、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に関する取組など、学校教育と社会教育の連携に関する優良事例を収集し、横展開を図ることにより、連携の強化を促す。
- ・ 公民館の学校利用や連携を更に推進するとともに、学校教育における地域学習等において社会教育士の活用もあわせて検討する。

工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
具体策④						
地域学校協働活動推進員の専門性向上（社会教育士等の地域学校協働活動推進員としての登用、社会教育主事講習の受講推奨など）						
社会教育士等の地域学校協働活動推進員としての登用による効果の把握・優良事例の横展開					効果を踏まえた更なる施策の検討	
具体策⑤						
学校教育と社会教育の連携に関する優良事例の収集・横展開					更なる連携の方策に関する検討	

○社会的包摂の実現に向けた学習支援

具体策①：多様なニーズに応じた学びの支援

- ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とし、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・外国人等のニーズに応じて生活に必要な学びを支援（福祉部局とも連携）。
- ・ 公民館や図書館等の社会教育施設が、地域学校協働活動や家庭教育支援チーム、NPO等と連携し、不登校や貧困等の様々な課題を抱える子供たちの受け皿としての役割を果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図ることで、社会教育施設における取組を促す。

○子供や若者の社会教育への参加促進

具体策②：子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設の推進

- ・ 若い世代の声を公民館の運営に反映させることを促進するとともに、社会教育施設が子供や若者の集い学び合う場となり、子供の居場所としての役割も果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図る。

○リカレント教育の検索サイト「マナパス」との連携

具体策③：公民館等での学びと大学等における学び直しとの接続

- ・ 社会教育での学びに加えて更に学びたい者が、大学等が提供する学習コンテンツの情報を得られるよう、リカレント教育の検索サイト「マナパス」等とも連携。

工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①	現代的諸課題や他機関等の連携促進をふまえた社会教育主事講習・研修内容の見直しの検討				
	現代的諸課題に対応した学びに関する優良事例の収集、横展開				更なるニーズの把握・施策の検討
	様々な課題を抱える子供たちへの支援に関する優良事例の収集、横展開				
具体策②	子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設の優良事例の収集、横展開				更なるニーズの把握・施策の検討
具体策③	マナパスとの連携手法の検討		マナパスとの連携・情報発信		

○デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

具体策④：社会教育施設のデジタル化、国民のデジタルリテラシーの向上への支援やリアルな体験活動の推進

- 公民館や図書館等の社会教育施設のデジタル環境整備の加速を図るため、社会教育施設のデジタル環境整備に関する現状の詳細な把握を進める。また、教育委員会等への助言・支援等を行うとともに、自治体に対し、関連会議等を通じて、財源確保方策を含めた優良事例等を周知し、取組を促す。
- デジタル庁、総務省及び文部科学省が連携し、公民館等を活用しながら、国民のデジタルリテラシーの向上に取り組む。
- 一方、デジタル化が進む中、現代の子供たちはリアルな体験が不足していることから、企業等と連携したリアルな体験活動の機会の充実(統一的なポータルサイトの構築、企業側の参加インセンティブの拡充)にもあわせて取り組む。

具体策⑤：デジタルリテラシー向上に必要な学びの提供やデジタルを活用した学びの推進

- デジタル庁(デジタル推進委員等環境整備事業)、総務省(デジタル活用支援推進事業)及び文部科学省(国民のデジタルリテラシー向上事業)が連携し、公民館等を活用しながら、国民のデジタルリテラシー向上に取り組む。文部科学省による「国民のデジタルリテラシー向上事業」においては、公民館等の場を活用したデジタルリテラシー向上講座の実施を支援。

○社会教育人材ネットワークとの連携

具体策⑥：【再掲】公民館主事や地域学校協働活動推進員等の専門性向上

- 社会教育士等の公民館への配置や、地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題や、課題を乗り越えた優良事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。

工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策④	社会教育施設のデジタル環境整備のための教育委員会等への助言・支援等				デジタル環境整備の状況を踏まえた更なる施策の検討
	財源確保方策を含めた社会教育施設のデジタル環境整備に関する現状把握・優良事例の収集・横展開				
具体策⑤	ポータルサイトの構築、企業側の参加インセンティブの拡充				
	デジタル庁・総務省・文部科学省の連携による国民のデジタルリテラシーの向上に必要な学び提供				
具体策⑥					
	社会教育士等の公民館への配置や地域学校協働活動推進員としての登用による効果の把握・優良事例の横展開				効果を踏まえた更なる施策の検討

## 横断的事項（社会教育施設関係）

### 具体策①：「公民館の設置及び運営に関する基準」改定の検討

- 公民館の運営に関する手引きの策定と合わせて、子供や若者向けの取組の推進の明記を含め、現代的な諸課題への対応も踏まえながら、「公民館の設置及び運営に関する基準」(平成15年文部科学省告示第112号)の改定を検討する。

### 具体策②：優良公民館表彰の拡充

- 優良公民館表彰において、年度毎に社会の要請に対応した重点分野(例:子供や若者の学び合う場の整備、公民館におけるデジタル活用、学校教育との連携等)を設け、特に優れた自治体の取組を表彰ことにより、各自治体に重点分野に関する取組を促す。
- 優良公民館表彰の重点分野に対応した優良事例を把握し、横展開を図ることで、社会の要請に対応した取組の充実を図る。

### 具体策③：【再掲】社会教育の推進のための体制整備

- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進める。
- 優良事例の横展開にとどまらず、課題を抱える自治体に寄り添い、他自治体での課題の解決事例等を紹介しながら、実際に自治体で取組が進むようにアドバイスをすることが重要であることから、現行のCSマイスターの活動も踏まえながら、社会教育マイスター(仮称)を創設し、自治体の取組を個別に支援する。その際には、社会教育主事・社会教育士の活用なども含めて周知する。

### 具体策④：【再掲】社会教育におけるEBPMの推進

- 社会教育に関する状況の迅速な把握や調査を横断したデータの連結や分析に向け、学校コードを参考にしつつ、社会教育施設コードの付与を含め、調査手法の改善を検討する。
- 社会教育人材や社会教育施設に関するものなど、様々な調査を横断したデータの連結や分析を踏まえ、必要な施策を推進する。

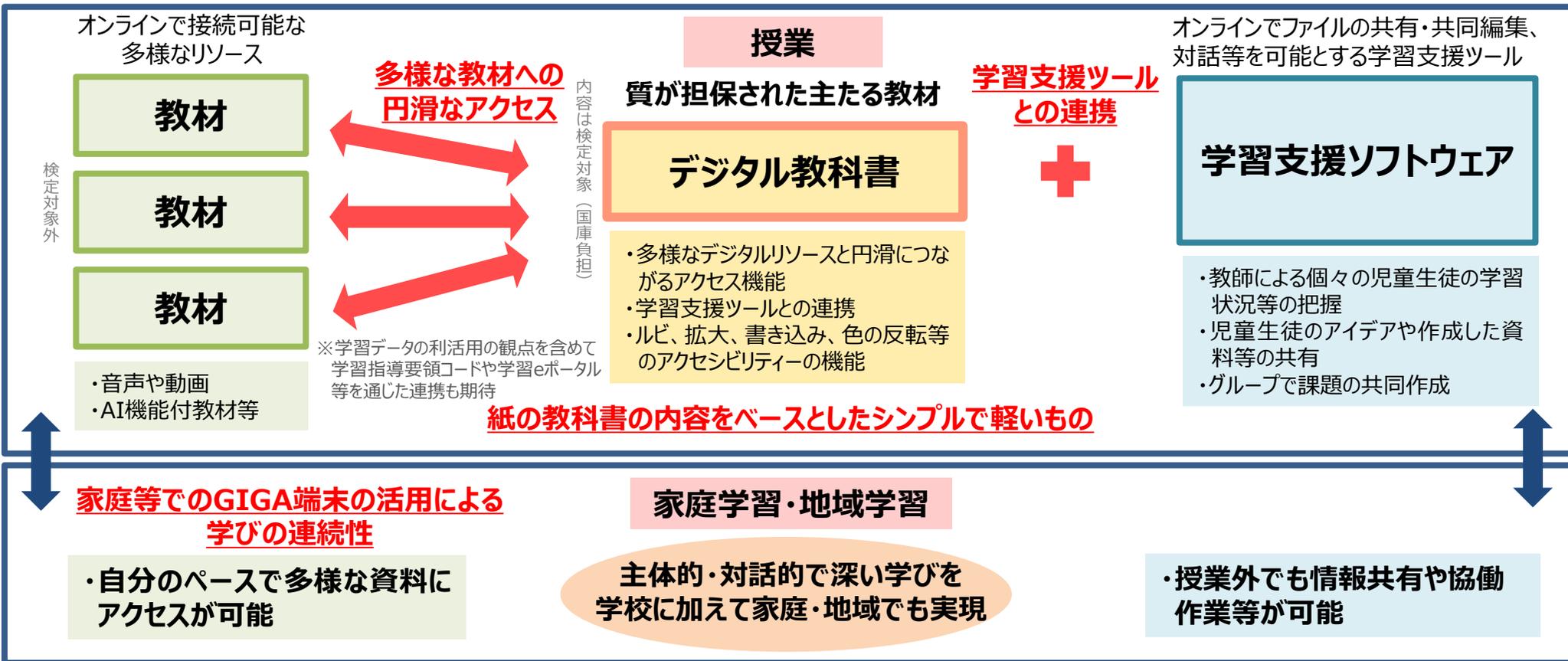
## 工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①	公民館設置基準の改定の検討				公民館設置基準の改定
具体策②					
優良公民館表彰要綱の改正	優良公民館表彰における重点分野の取組への表彰				更なるニーズの把握・施策の検討
	優良公民館表彰の重点分野に対応した事例の把握・横展開				
具体策③					
社会教育を一層推進するための体制の検討・整備					
社会教育マイスター(仮称)の検討			社会教育マイスター(仮称)の創設及び自治体支援の展開		
具体策④	調査手法の改善に向けた検討		調査を横断したデータの連結や分析の実施、必要な施策の推進		

# デジタル教科書・教材・学習支援ソフトウェアの関係について

令和5年2月20日  
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会（第3回）  
資料1 <抜粋>

- GIGAスクール構想の下で、学校における「デジタル教材」や「学習支援ソフトウェア」等の導入が加速している中、今後も教科書が「質が担保された主たる教材」としての役割を果たしつつ、教科書のデジタル化により、デジタル教材等との接続や連携強化を図ることが学びの充実につながる。
- 児童生徒の将来の社会生活の変化等を見据えながら、社会のデジタル化の進展に教科書・教材等も対応していくことが求められている。



- デジタル教科書自体はシンプルで軽いものとし、デジタルの強みを活かして他の様々な教材やソフトウェアと効果的に組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

すべての児童生徒が使用するデジタル教科書に求められること



アクセシビリティ※をはじめとして広く活用されるデジタル教科書の機能（デジタルのメリットを活かす機能）は継続・充実しつつ**シンプル**で**端末・通信負荷の観点から軽いもの**であること

※障害のある児童生徒等や外国人児童生徒等を含むすべての児童生徒・教師等にとって利用しやすいもの

- ユニバーサルデザインや複数のデジタル教科書を使う児生徒の利便性の観点から、現行のデジタル教科書が実装しているルビや反転、読み上げ等のアクセシビリティの機能を継続・充実しつつ、ビューアの標準化（シングル・サインオンへの対応や可能な範囲でのレイアウトや階層等の統一など）を図ることが必要。
- 通信環境等の改善に取り組むとともに、円滑な授業実施の観点から、多様な学校の通信環境等を踏まえ、データの軽量化に加えて、音声・動画等のデータの分離配信等が必要。

令和6年度を、デジタル教科書を本格的に導入する最初の契機として、円滑かつ効果的な活用を促進するために必要な方向性

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。

[小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」を導入し、その次に現場ニーズの高い「算数・数学」を導入する方向]

- 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用。

[個々の児童生徒の学び方にも特質があり、ハイブリッドにデジタルと紙の教科書の両方が用意されている環境が必要]

[予算面も考慮しつつ、慣れには少なくとも数年は必要であり、当面の間はデジタルと紙を併用]

# デジタル教材・学習支援ソフトウェアの在り方について

自立した学習者として児童生徒一人一人が自ら学びをデザインし、  
互いに学びを深めていくためのツールとして  
デジタル教材・学習支援ソフトウェアの活用を促進する環境を整えることが必要

## デジタル教材

音声・動画、AI機能付教材などの学習内容に関するもの

- ・教科書と連動した教材
- ・上記以外の一般的な教材
- ・ネットで無償提供されている教材 等

## 学習支援ソフトウェア

対話ツール、共有・共同編集などの汎用的なもの

活用の促進に向けて必要となる方向性

### 機能の充実と活用の在り方

- 「令和の日本型学校教育」に合わせて、個別最適な学び・協働的な学びの観点や多様な児童生徒の円滑な利用の観点からのデジタル教材・学習支援ソフトウェアの機能の充実（アクセシビリティやユニバーサルデザインを含む）などにより、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善につなげることが必要。

### 多様な提供の在り方

- 児童生徒に豊かな学びの選択肢を提供する観点から、デジタル教材・学習支援ソフトウェアの学校・自治体単位での選定の在り方や、児童生徒に応じた教材等を選択できる提供の在り方等についての検討が必要。

### デジタル教材等の連携の在り方

- 教材間の円滑な接続や学習データの利活用を促進する観点から、学習指導要領コードや学習eポータル等のLMS（学習管理システム）の機能を通じた、デジタル教科書・デジタル教材・学習支援ソフトウェアの多様な連携の形が必要。

# デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用の在り方について

## 教材 × デジタル教材

学習プリント  
資料集 等

音声・動画  
AI機能付教材 等

紙ノート/デジタルメモ 等

## 個別最適な学び×協働的な学び

## 教具 × 学習支援ソフト

拡大提示装置  
黒板 等

対話ツール  
共有・共同編集 等

電子黒板・プロジェクター 等

## 児童生徒一人一人に応じて適切に多様な「学びの手段」を組み合わせしていく

## 教科書 × デジタル教科書

学習指導要  
領に準拠した  
主たる教材

左記に加えて  
アクセシビリティ機能や  
教材等へのアクセス機能  
を有するもの

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、  
学習指導要領が育成を目指す資質・能力を子供たちに育む取組を全国に広げていくための課題

- 児童生徒に応じて、紙・デジタル、教科書・教材・学習支援ソフト等の多様な「学びの手段」を適切に組み合わせることのできる「ハイブリッドな教育環境」の整備が必要。
- デジタル教科書・教材等の活用が、いわゆる「デジタル一斉授業」（教師からの一方通行の授業）に留まることなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通して、児童生徒が主体的に学びを選択し、自立した学習者になっていくことが重要であり、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援、効果・課題の検証等が必要。
- 学校間・自治体間で教育環境に格差が生じることなく、児童生徒の学びの選択肢を増やすことができるように、デジタル教材や学習支援ソフトウェア等の整備・活用状況の実態把握・可視化や支援の検討が必要。

# 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/1258019\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm))

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期**であり、**小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、「架け橋期」の教育の充実に図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

## 1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針<sup>※</sup>及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。<sup>※</sup>幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

### ① 子供の発達の段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼** **小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で生まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に生まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

### ② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼** **小**

- ・ **幼保小が協働**して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム<sup>※</sup>を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**  
<sup>※</sup>幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的で開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

## 2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実に図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

### ① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼** **小**

- ・ 幼児期の遊びを通じた学び<sup>※</sup>の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**  
<sup>※</sup>幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かし、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

### ② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

### 3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

#### ① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼** **小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成
- ・ 幼児教育施設は、一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施、小学校は、引き継いで必要な支援を実施

#### ② 好事例の収集 **幼** **小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集・蓄積して活用

### 4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

#### ① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の子育て支援を充実

#### ② 全ての子供のウェルビーイング<sup>※</sup>を保障するカリキュラムの実現 **幼** **小**

- ・ 全ての子供のウェルビーイングを高める観点から、教育課程の編成<sup>※※</sup>や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

### 5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

#### ① 地方自治体における推進体制の構築 **幼** **小**

- ・ 地方自治体において、幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進

#### ② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼** **小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上
- ・ 幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「幼保小の架け橋プログラム」を推進

#### ③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、処遇改善等の必要な施策を引き続き実施
- ・ 地方自治体において、総合的な人材確保策を推進
- ・ 幼児教育施設において、管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実  
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用  
働き方改革を推進するため、ICT環境の整備を推進
- ・ 事故等の発生・再発防止のための取組を徹底

### 6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

#### ① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼** **小**

- ・ 国において、架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

#### ② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる国内外の研究ネットワークを構築
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、大規模な長期縦断調査を実施
- ・ 日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進

## はじめに

### (現状)

地域社会の活力の低下・多極分散型の国家形成の必要性・18歳人口の減少・地方部を中心に大学の定員未充足

### (検討に当たっての認識)

- ・「地域の中核となる大学」の実現が、我が国社会全体の変革の駆動力となる。
- ・地域は様々な課題が生じる最前線。地方大学振興にも資する。
- ・「地域」の範囲は多様で、地域や大学の関係者での議論が求められる。

### (大学と地域に関する概念整理)

本稿における「地域における大学」  
= 「地域に根差した」「地域に所在する」という地域との機能的な関係性に着目

※「地方」は地理的な性質（主として「東京圏」以外）を表す場合に用いる。

## 1. 地域における大学の役割とこれまでの取組

### (地域における大学の役割)

地域において大学が果たす重要な役割

- ①人材育成機関としての役割（必要不可欠な分野の従事者、地域産業のDXやグローバル化を推進する人材、地域社会を活性化させる人材）
- ②高度な研究能力を有する機関としての役割（産業界等との連携、地域の発展や課題解決に資する取組の実行）
- ③地域の文化・歴史を発展・継承する役割（地域の魅力の発信）
- ④知と人材のハブとしての役割（海外等の他地域との窓口）

## 2. 地域における大学を取り巻く状況と「地域の中核となる大学」の必要性

### (大学にとっての地域の魅力)

学修のフィールド、様々な経験の場、イノベーション創出のきっかけとなる地域課題の宝庫、DX・グローバル化の最前線

※地域における大学の振興を若者の流出抑止の手段としてのみ捉えるのではなく、国内外の人材の流動性を高め、日本の大学界や各地域が活性化していくという視点

### (「地域の中核となる大学」に求められるもの)

産学官連携、人材が集まる「魅力のある地域」、地域の課題解決や地域経済の発展を支え地域に貢献する「地域の中核となる大学」を目指す取組が必要

※「地域の中核となる大学」の在り方は地域の関係者に活発に議論されるべき。地域社会における各大学の必要性が明確になることが重要。

※必ずしもその地域に所在する大学にのみ求められるものではない。

「①学修面での課題」「②イノベーション創出上の課題」「③連携上の課題」等が指摘

## 3. 地域ならではの人材育成の推進

### <大学>

- ・卒業生に関する基礎データの収集・分析・共有
- ・実践的な長期インターンシップ
- ・地方公共団体や企業が実施する奨学金の返還支援の活用
- ・短期集中型のプログラム構築 等

### <国>

- ・全国的な卒業後の学生の地域別・分野別就職状況等の基礎データの収集 等

### <地方公共団体・産業界等>

- ・大学への講師派遣、寄附金・寄附講座の提供 等
- ※現在の延長線上で地域産業に役立つ人材だけでなく、地域の社会産業構造を変革し、DXやグローバル化へと導いていくような人材の育成も必要。

## 4. 地域ならではのイノベーションの創出

### <大学>

- ・地方公共団体や産業界との窓口となる教職員・UR Aの配置推進
- ・大学院教育と学部教育の緊密・実質的な連携
- ・ジョブ型研究インターンシップの実施 等

### <国>

- ・社会変革等につながる産学官連携による研究開発や社会実装を促進する拠点形成支援
- ・アントレプレナーシップ教育の充実、創業準備段階からのコンサルティング等の経営人材との連携支援
- ・「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」を形成する大学施設等の整備推進 等

### <地方公共団体・産業界等>

- ・高等教育担当部署の創設や大学連携担当職員の配置 等

## 5. 連携の推進

### <大学>

- ・学長のリーダーシップの発揮による強みと特色の分析及び発信・広報
- ・高等学校など地域の初等中等教育機関等との連携 等

### <国>

- ・地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人等に関する優れた取組事例についての周知広報 等

### <地方公共団体・産業界等>

- ・コーディネーターの発掘・育成・活用
- ・高等教育担当部署の設置
- ・地方公共団体の総合計画等への大学を活用した地方創生に関する取組の位置付け 等

# 新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

## 背景

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、**一定程度機能**している。
- しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく**教育の実質化を進める必要がある**という指摘や、**グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要がある**という指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした**遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある**等の指摘がある。

⇒ 大学における**国際通用性のある「教育研究の質」を保証**するため、質保証システムについて、  
①**最低限の水準を厳格に担保**しつつ、 ②**大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく**ことが求められている。

## 質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「**教育研究の質**」
- ・「**学生の学びの質と水準**」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような**研究環境の整備や充実等**についても**一定程度確認**する必要。

## 改善・充実の方向性

2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現  
②社会に開かれた質保証の実現

4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上  
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保

※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

## （1）大学設置基準・設置認可審査

### ＜改善・充実の方向性＞

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

#### 【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「凶書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

#### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位数（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

## （2）認証評価制度

### ＜改善・充実の方向性＞

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

#### 【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

#### 【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

#### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

#### 【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

## （3）情報公表

### ＜改善・充実の方向性＞

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

## （4）その他の重要な論点

### ＜改善・充実の方向性＞

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

#### 【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。等

#### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立を図られるように留意）。等

# 大学設置基準等改正の主な具体的内容

## 一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

## 二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

## 三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

## 四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

## 五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

## 六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

## 七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

## 八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

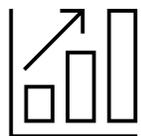
## 九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
  - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
  - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
  - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
  - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

## 【現状】 量的規模（大学院進学・修了者）が極度に不足



- ✓ 人文科学・社会科学系の学部卒人口に対して、大学院卒人口が極めて少ない
- 〔 研究科や専攻は十分に確保されているため、主に①と②の課題について検証・解決を図り、進学したくなる魅力ある環境を整えることを目指す 〕

## 【課題①】 社会的評価や認知の不足



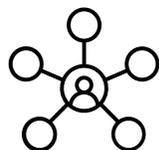
- ✓ 人文科学・社会科学系の高度人材の能力や活躍が、大学と産業界等あるいは学生自身との間で十分に理解・共有されていない

◆ 社会における高度人材の価値認知

相互理解・協働に向けた  
教育研究プログラムの推進と体制の構築

◆ 大学院の人材養成目的の明確化

## 【課題②】 大学院そのものの課題



- ✓ 大学院における人材養成モデルが学生の幅広いキャリアパスを支えるものになっていない
- ✓ 小規模専攻が多く、学生のテーマに合致する研究指導が十分に行われていない

◆ 幅広いキャリアパスを念頭においた教育課程・研究指導

◆ 学生の多様で自主的な「問い」に対応できる体制

それぞれの課題は相互に密接に関連しており、全体としての解決を目指す

# 課題と改革の方向性 ① (概要)

「人文科学・社会科学系における 大学院教育改革の方向性」(中間とりまとめ) (令和4年8月3日 中央教育審議会大学分科会大学院部会) (抄)

課題① 人文科学・社会科学系の高度人材の能力や活躍が、当事者である学生も含め、大学院と産業界等の社会との間に十分に理解・共有されていない

## 人文科学・社会科学系大学院

## 産業界・地域社会等

### 人材養成の目的明確化と学内外への提示



- ✓ 社会で活躍する高度人材を養成する観点から、「どのような人材を輩出するか」「どのような教育課程か」を明らかに
- ✓ 産業界等のニーズ分析、修了者のキャリアパスの追跡・把握、学内への周知

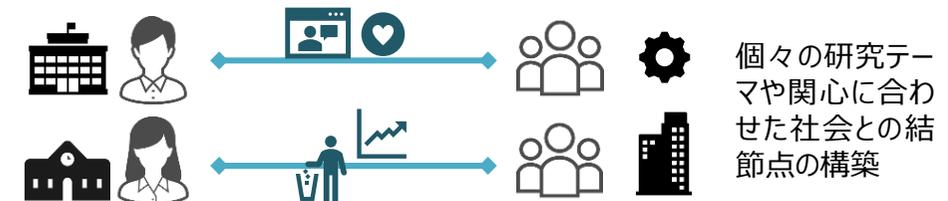


### 高度人材に関する価値の積極的認知

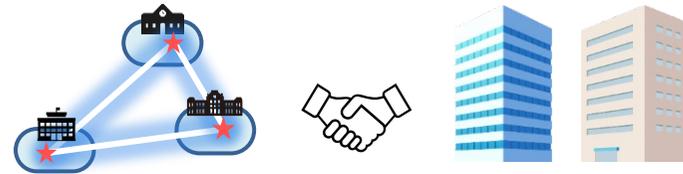
- ✓ 求める資質・能力に関する**具体的な情報提供**(社会課題への広い関心、心理統計等に係るスキル・リテラシー等)
- ✓ **ロールモデルの周知**やインターンシップの受け入れ、採用の拡大

### 相互理解・協働に向けた教育研究プログラムの推進と体制の構築

- ✓ 学生と社会の双方に、**大学院修了者の価値や社会的通用性の気づきを与える取組**  
(例) 企業や公的機関等と大学が連携し社会課題の解決を目指す教育プログラム  
既存の技術や製品に意味的価値を付加するための共同研究  
専門職大学院を含む大学院リカレント教育の振興 等
- ✓ 上記取組に資する学内外や産学官連携等を通じた**ネットワーク型の教育研究体制の構築**
- ✓ ネットワーク等を活用した、**まとまりのあるキャリア支援体制の構築**及び産業界・地域社会等との連携



個々の研究テーマや関心に合わせた社会との結節点の構築



上記取組を支える教育研究・産学連携ネットワーク



社会課題への対応、意味的価値の創出等に係る実践的能力への気づき

課題② これまでの人材養成モデルが、必ずしも学生の幅広いキャリアパスを念頭に置いたものとなっておらず、教育・研究指導の質保証が十分になされていない

大学院・研究科



研究室・ゼミ

## 幅広いキャリアパスを念頭においた教育課程・研究指導と質保証



- ✓ 学生を広く社会で活躍させる意識を共有し、それを**修士・博士の教育課程に具体的に反映**することで、**組織としての人材育成・教育方針を徹底**
- ✓ 高度人材輩出に係る**社会のニーズや修了者のキャリアパスの把握**による教育・研究指導の向上
- ✓ 着実な**研究指導状況の可視化**(研究指導計画の確認・具体化等)と進捗管理・実績評価  
※学位授与権は大学が有しており、研究室で適切な指導が行われているか確認・評価
- ✓ 研究科別の**標準修業年限と実績(修了生の修業年数等)の公表**

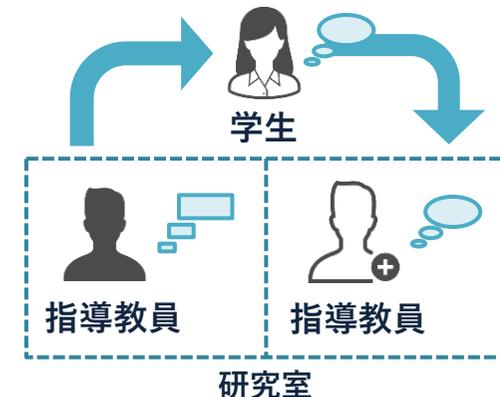
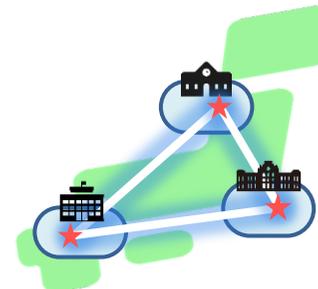


指導教員

- ✓ 学問(研究テーマ)や教員の研究指導方法の多様性は確保しつつ、「大学院の教育課程を担う指導者」として、**人材育成に係る意識改革**が必要
- ✓ 博士号は「専攻分野について、自立した研究者として研究活動を行う上で必要な高度の能力を身に着けた者」であり、いわば**研究者としての「運転免許」\***との共通理解の醸成  
\*博士課程の目的は教員と同等レベルの研究業績を上げることではなく、課程修了後に自立した研究者として研究活動を行うための資質能力を身に着けること
- ✓ 各課程の学位授与方針に照らして、**修了後のキャリアパス実現や学位取得から逆算した研究指導計画**となるよう、標準修業年限内にやり遂げるという規範の確立・定着

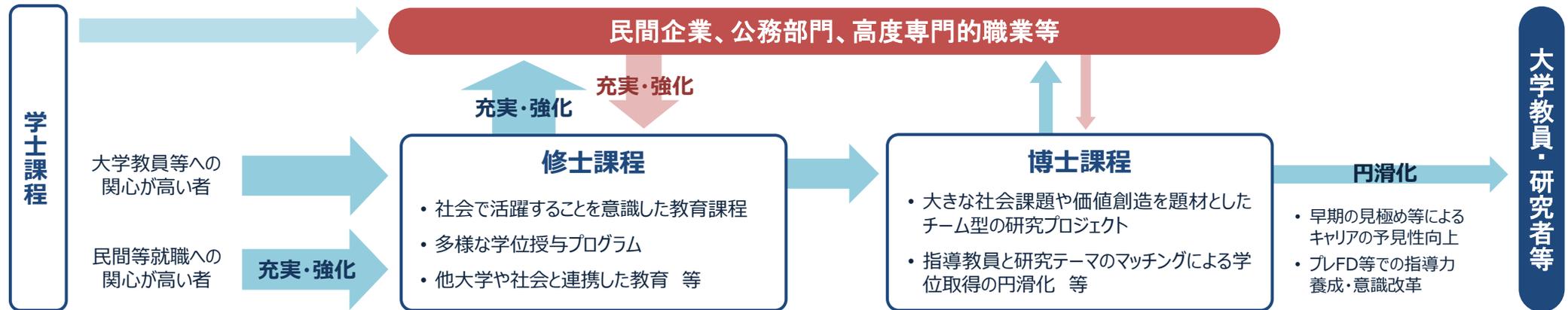
## 学生の自主的で多様な「問い」に対応できる研究指導体制の構築

- ✓ 小規模専攻が多い中で、**学生の関心や研究テーマに適合した研究指導を受けることができる仕組みの構築**(研究室異動の円滑化、専攻の大きくり化、研究指導委託等)
- ✓ 物理的な距離を超えた**ネットワーク型の教育研究体制**(大学院間連携や産学間連携)の構築による教員-学生間のマッチングの向上やチーム型教育研究、相互触発の推進



## ■ 修士課程と博士課程の方向性 (大枠)

- 修士課程では、人文科学・社会科学系の大学院卒人材の増加に向けて、民間企業等との連携など幅広いキャリアパスの拡大に重点的に取り組む
- 博士課程では、研究指導に係る意識や構造改革等、まずは教育課程としての体質改善を図るとともに、キャリアパスの予見性向上等に取り組む



### 【修士課程】

- 人文科学・社会科学系の大学院卒人材の増加を図るためには、まず**修士課程を学部卒後の一般的なキャリアパスとして位置づけるための教育・意識改革**や、**リカレント教育**の推進等が重要
- 修士課程においては、**学生の多様な興味や問題意識を尊重しつつ、実社会との接点や社会課題の解決に重きを置いたプロジェクトの実践により学位を授与する課程**※等、**多種多様で外部と双方向的な大学院教育を展開・拡充していくことが有効**と考えられる(当部会としては今後、こうした教育プログラムの事例収集や普及に向けた課題の整理が必要)

※ 例えば、修士課程で学び積み上げてきた大学院レベルの汎用的能力や専門的知識を総合的に活用しつつ、学びの総仕上げとして、地域課題等の現実的な諸問題に対し効果検証等を踏まえた解決策の提示を行うキャップストーンプログラム等

### 【博士課程】

- 大学教員を志す者が多い中、標準修業年限を逸脱しながらもキャリアパスの展望が描けないといった**課程そのものに関する内面的課題の改善**が必要
- 小規模専攻でも効果的な研究指導が行われるよう、組織の大きくり化や研究指導委託等を活用し、**アカデミア内外を跨いだ教育研究を拡大**することで、指導教員と研究テーマのマッチングによる**学位取得の円滑化**を図るとともに、**産業界・大学院間での中長期的な共同研究を推進**
- アカデミックポストの採用基準や要件、必要な業績等を可視化、早期見極めの実施等による**キャリア開拓の予見性の向上**及び教員としての**指導力の養成**
- 専攻や就職先を問わず、人文科学・社会科学系の博士課程で身につく**普遍的なスキル・リテラシーの明確化及び養成**

# 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～【概要】

- ✓ 令和元年法改正により新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)と在学中受験導入(R4年度に初めて法曹コース生が法科大学院進学。令和5年度に在学中受験開始)。また、当委員会前期(R元～2)の法学未修者教育に係る提言を受け、各法科大学院で取組を推進。
- ✓ 今期(R3～4)は、法科大学院を取り巻く諸課題について議論、ヒアリングを行い、改善の提案や好事例を整理。

## 1. 新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)について

- ◆ 各法科大学院・法曹コースによる取組状況の把握・共有に引き続き努め、新たな一貫教育制度の着実な実施を推進。
- ◆ 期間の短縮により、プロセスによる法曹養成制度の中核をなす法科大学院の趣旨や特色が失われることのないよう留意。
- ◆ 時間的・経済的負担の軽減以外の多様な意義・可能性についても強調(法科大学院のない大学や地域に法曹コースが置かれることによる法曹養成推進など)
- ◆ 法曹コースの質の確保・向上のため、法科大学院による実態把握・評価、法曹コースを置く法学部による進学実績等の情報公開、自己点検評価等による不断の改善・充実、文部科学省による実施状況の把握が必要。他方、政策的な評価は、短期的な数字だけでなく、中長期的に動向を把握・分析すべき。
- ◆ 法曹コースや修学支援制度について、高校生、法学部生等に対する積極的な広報が必要。

## 2. 法科大学院等における教育の充実について

### (1) ICTの活用の推進

- ◆ ICTの活用は教育の充実や補助教員の確保に有効であり、対面授業を大切にしつつも、ICTの活用に向けた創意工夫は今後も重要。
  - ・活用改善に向けた取組：オンライン授業の改善点を学生より聴取、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の中でオンライン授業の工夫を共有
  - ・活用の広がり：予復習のための補助教材の提供など講義以外での活用、遠方の法曹や研究者の講演をオンラインで聴く機会の提供など

### (2) 在学中受験に向けた教育課程の工夫

- ◆ 各法科大学院において、令和5年度から実施される在学中受験に向け、様々な教育課程の工夫を実施。  
(例：司法試験前に試験科目を一通り履修できるカリキュラム編成、試験後に法律実務基礎科目や展開・先端科目等の積極的な履修を推奨)
- ◆ 文部科学省や法科大学院協会は、在学中受験をするか否か、また、その可否にかかわらず、全ての学生に「プロセスとしての法曹養成」の趣旨を踏まえた教育がなされるよう、各法科大学院における検討・改善の状況を引き続き把握・共有することが必要。

### (3) 司法修習との連携

- ◆ プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所の連携は重要。在学中受験に合格した場合には、法科大学院修了後直ちに司法修習に進むことが可能となる中、その重要性は一層高まっている。近時、法科大学院教員による司法修習のオンライン傍聴など、連携の取組が強化されたことにより、法科大学院教育をどのように行うべきか、様々な気づきが得られている(裁判手続等の修得水準、実務を意識した題材選定の重要性など)。
- ◆ 小規模校や研究者教員などを含む参加者の増加、全国の法科大学院への得られた成果の共有などが今後の課題。
- ◆ 法科大学院の授業を司法研修所の教官が視聴して意見交換を行うなど、双方向の連携を通じた、両者の教育の更なる充実を期待。

### 3. 法学未修者教育の更なる充実について

(1) 調査研究：法学未修者教育を主題とした前期の議論のまとめを受け、調査研究を実施。

- ①法律基本科目に係る授業等の在り方：「**アクティブ・ラーニング**」、「**スモールステップ**」（どの段階で何をどの程度深く教えるか）の視点の有用性
- ②入学前の導入的教育手法：**短編の動画教材の併用による複数のコンテンツ作成**の有用性（多様な視聴者に対応したテーマ・難易度設定が可能）
- ③補助教員の組織的・機能的な活用：**法科大学院間の活用事例の共有・議論の場**、**法科大学院を越えた補助教員間ネットワーク構築**の重要性

(2) 社会人学生に対する教育

- ◆多様なバックグラウンドを有する法曹養成のため、**社会人経験のある学生に対する支援は極めて重要**（特に**有職社会人は学修時間の確保が課題**）

取組例：オンライン方式やオンデマンド方式による遠隔授業の活用、レポートや小テストなどを含む科目特性に応じた様々な形式での成績評価、長期履修制度の柔軟な運用、履修証明プログラムや科目等履修による入学前の単位修得の推進

(3) 共通到達度確認試験：**法科大学院で進級判定にとどまらず広く利用され、学生にも全国的な到達度の把握に活用**されていることから、**継続的な実施**が必要。

(4) その他：「3 + 2」や在学中受験が始まる中、法学未修者の状況については引き続き注視し、必要なサポートの在り方を検討。

### 4. 複数の法科大学院の連携について

- ◆個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるため、**法科大学院間の連携・協働による教育水準の向上が重要**。

取組例：共同開講科目の配置、法律実務基礎科目の連携、合同FD、両校の学生による合同自主ゼミの企画・実施、単位互換制度の活用など

### 5. 地域の自治体や法曹界、産業界との連携について

- ◆法科大学院教育の成果を還元することにより、**地域や社会に貢献する魅力ある法科大学院として存在意義を高めていく**ことが必要。

自治体との連携の例：行政や権利擁護の実務に関する研究会の開催、自治体との連携協定による修了生の弁護士を派遣

法曹界との連携の例：弁護士会による授業参観、修了生の弁護士による近隣地域の大学生・高校生向け講演会の開催

産業界との連携の例：経済団体との連携により地域の企業法務のニーズを把握し、法科大学院から地元企業に組織内弁護士や法務担当者を輩出  
地元企業の法務担当者向けに法務の基礎や英文契約などの研修を実施

### 6. 法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信について

- ◆法曹志望者の増加に向け、各法科大学院と関係者が連携して、**法科大学院教育の意義や法曹の仕事の魅力を引き続き発信**する必要。

・**司法試験合格率向上の事実**を丁寧に説明（令和4年司法試験では、累積合格率が修了後1年目で5割、3年目には7割に到達）

・他方で、法科大学院の意義は、**司法試験合格にとどまらず、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野で活躍する法曹の養成**であり、**これに向けた各種取組・創意工夫について、継続的に収集・共有・発信**が必要（法律実務基礎科目や展開・先端科目における取組、留学・海外派遣に係るプログラムの提供、社会人を含む法学未修者への支援、地域の自治体、法曹界、産業界との連携など）

- ◆**修了後の多様な進路**について、丁寧な説明が必要（企業、自治体、福祉施設、学校、研究者など、法曹資格の有無にかかわらず、活躍の場は拡大）

- ◆**法学部以外の学部学生や高校生等に対しても発信**が必要。その際、修了生や現役の法科大学院、法曹コースの学生が携わることが有効。

# 教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(=教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

## 三つの方針(「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP))

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラムレベル」

「授業科目レベル」

IV 教学マネジメントを支える基盤  
(FD・SD、教学IR)

### I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

### II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

### 追補 「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

### V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

## 背景

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（GD答申）」（H30.11）は、2040年を見据えた目指すべき姿として、高等教育機関が多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」**を明確にし、**学修の成果を学修者が実感できる「学修者本位の教育の実現」**を掲げている。
- その後、教育研究体制の多様性・柔軟性を高める制度改正、「**教学マネジメント指針**」の策定や質保証システム改革など、GD答申において改革方策や検討課題として整理された事項は相当程度の進捗。
- GD答申以降の高等教育改革の進捗や課題等も踏まえて、主として学士課程教育を念頭に、以下の3つの論点について検討。

## 論点

- ① 主専攻・副専攻制の活用等を含む **文理横断・文理融合教育の推進**
- ② 「**出口における質保証**」の充実・強化
- ③ **学生保護の仕組みの整備**

## 1 主専攻・副専攻制の活用等を含む文理横断・文理融合教育の推進

### 1. 文理横断・文理融合教育の意義

- 予測不可能な時代にあって、社会経済課題の多様化・複雑化が進み、**単独・少数の専門分野の知**による課題解決がますます困難。従来の専門分野の枠を越えた「**文理複眼**」的な思考ができる人材の育成が求められる。
- 文理横断・文理融合教育において **学生が学ぶべき「文」と「理」**は、**各大学がディプロマ・ポリシー（DP）等を踏まえて整理し位置づける**べき。
- 専攻分野を問わず、**新たなリテラシーとして、数理・データサイエンス・AIに関する教育**の推進が求められる。

### 2. 文理横断・文理融合教育の方法論

- 例えば、
  - ・ 「リベラルアーツ教育を中核に据えた学位プログラム」
  - ・ 「課題解決力等の涵養に重点を置いた学位プログラム」
  - ・ 「文理横断・文理融合的な学問分野に基づく学位プログラム」
  - ・ 一般教育・共通教育における一部科目の必修化や副専攻プログラムの開設等の取組等
- 一定の型にはまるものではなく、各大学が自らの「**強み**」と「**特色**」を活かした**質の高い教育**を展開することを期待。

### 3. 文理横断・文理融合教育の推進に向けた方向性

- 「**教学マネジメント指針**」を積極的に活用し学生の時間の有限性や学修意欲にも留意しながら、3つのポリシーに基づく体系的・組織的な**学修者本位の教育**を展開し、自律的な**内部質保証**の仕組みを機能させることが極めて重要。
- 文理横断・文理融合教育の推進に当たり、**学位プログラムの機動的な実施、学部等連係課程制度の活用、教育研究体制の多様性と柔軟性の確保、レイトスペシャライゼーションの考え方に基づく取組**等が有効。特に地方・小規模大学等では大学等連携推進法人の組成等による**人的・物的リソースの共有化**も有効。
- 国においては優れた取組への支援、普及・展開に引き続き取り組むことに加え、新たな**基金を活用した新学部設置等への機動的かつ継続的な支援**の実施が重要。

### 4. 文理分断からの脱却に向けた高大接続改革

- 約2/3の高校が文系・理系のコース分けを実施し、**生徒が早期の文理選択を迫られている**との指摘あり。こうした文理分断の状況は、数学を課さない選抜区分の存在等、**大学入学者選抜への高校教育の適応化**とも言える。
- 各大学においては、初等中等教育段階における諸改革も踏まえ、**大学入学者選抜の改善**に取り組むことを期待。その際、**入学後の教育に必要な入試科目は大学入学共通テストの活用や個別学力検査により適切に課すことが第一の選択肢**。
- 国においては、優れた取組への支援、普及・展開に加え、入学者選抜改善等の観点から「**教学マネジメント指針**」の**追補**の作成が求められる。

## 2 「出口における質保証」の充実・強化

### 1. 大学教育の質保証をめぐる背景や現状・課題等

- 大学設置基準の改正等により大学の裁量が向上する一方、**質保証に対する各大学の責任も増大**。グローバル化の進展や産業界からの要請もあり、**国際通用性確保**の観点からも高等教育の「**出口における質保証**」に対する要請が高まっている。
- **教学の改善に取り組む大学は着実に増加**する一方、改善に取り組む大学と努力が不十分な大学とに**二極化**しているとの指摘や、対応が**形式的・表層的**で実質的な改善に寄与していないとの指摘もある。
- R3全国学生調査においても、キャップ制が実質的に機能しておらず、**予習・復習等の授業に関する学修時間の短い等**の課題が判明。**分野間の差異も大きく、特に人文・社会分野の学修時間は短い傾向**。

### 2. 「出口における質保証」の充実・強化に向けた方向性

- 体系化・構造化された教育課程の学生への分かりやすい提示、**GPA活用やキャップ制等の実質化、授業科目の精選・統合等の教学マネジメントの改善**が重要。**修得単位数以外の卒業要件**の規定等も考えられる。

- **卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の充実**が有効。その際、ゼミ等の学修目標や評価基準の明確化、低年次からの系統的な教育課程、地域・企業との連携等、組織的な取組が求められる。
- 大学のミッションや学問分野は多様であり、ゼミ等が全ての学位プログラムに適しているものではないが、**DPに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目**を高年次に設けることは効果的。
- 学生へのきめ細かな教育・支援を可能とする指導体制の構築は重要だが、**ST比を質保証における遵守すべき基準として規定することについては課題も多く、更なる研究・知見の蓄積を要する課題**。ST比やクラスサイズ等も含めた教育研究体制に係る**積極的な情報公表**が重要。
- 大学に「出口における質保証」を求める**産業界**は、採用選考活動で学修成果等を重視していることの発信、就職・採用活動における学修への配慮、キャリア教育やゼミナール教育等への積極的な貢献等が求められる。
- 質保証における**国際的な連携・相互認証の急拡大**を踏まえた対応も重要（海外の質保証機関等との連携等）。

## 3 学生保護の仕組みの整備

### 1. 背景

急速に**少子化**が進行する中、経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能不全等により経営破綻に至った場合に、**学生保護の観点から国や学校法人が採るべき措置等**について検討・整理が必要。

### 2. 主な論点、検討の方向性

①破綻を避けるために学校法人（大学）が行うべきこと

②破綻が避けられない場合に学校法人（大学）が行うべきこと

学校法人においては、不断の教学改善及び経営の改善に努めるとともに、財務状況の分析等により経営悪化の兆候を早期に把握し、**破綻が不可避な場合には速やかな経営判断が必要**。その際、「**学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》**」（日本私立学校振興・共済事業団）の参照や、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団等への相談、学校間の連携体制をあらかじめ構築しておくこと等が望まれる。

③破綻リスクを低減するために国等が行うべき措置

- 文部科学省においては、規模の縮小・撤退を含む**早期の適切な経営判断を促す指導・支援の充実・強化、社会への情報発信**が必要。
- 時代と社会のニーズに応じた体制へと**転換を図る大学の支援**も重要。

④破綻時に国等が学生を保護するために採るべき措置

- **大学の破綻時に、国等が学生を保護するために採るべき措置**については整理されておらず、実際に生じ得る課題に即した対応について検討が必要。

※課題例：

- ✓ 近郊に受入れ先大学が存在しない場合の転学支援等の在り方
- ✓ 転学生の受入れ先大学における定員管理のあり方
- ✓ 事業を承継する法人等が存在しない場合の証明書発行等の取扱い

⑤撤退・破綻する大学に関する手続、取扱いの検討

- 撤退・破綻に関する高等教育行政上の手続きは、「学校の廃止の認可申請」（学部の廃止は届出）や「学校法人の解散の認可申請」であり、解散の認可後は、清算手続きに移行することとなる。
- 廃止に向けて募集停止した大学については、廃止の認可申請までの間は特段の手続き等はないが、**適正な管理運営**が担保されるよう、**廃止に向けたプロセス**について検討が必要。